

## 3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃   | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 10 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃   | 中 島 新 一 君 | 12 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 6 〃   | 大日向 進 也 君 | 13 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 7 〃   | 栗 田 隆 君   | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |     |       |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長             | 山 村 | 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 | 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 池 上 | 浩 君   |
| 総 務 課 長         | 柳 澤 | 博 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 関   | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 大 井 | 裕 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長         |     |       |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長         |     |       |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |     |       |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| (1) 新型コロナワクチン接種についてほか     | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) ワクチン接種についてほか          | 栗田 隆 議員  |
| (3) DX化、ゼロカーボン社会の実現に向けてほか | 祢津明子 議員  |
| (4) 少人数学級実現に向けてほか         | 玉川清史 議員  |
| (5) アフターコロナに向けてほか         | 中島新一 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（西沢さん）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（西沢さん）** 質問者は、お手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段の協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

#### 1、新型コロナワクチン接種について。

さて、コロナ収束の切り札となるワクチンの接種が、17日に医療従事者から優先接種として始まりました。しかしながら、一般向けのワクチンの分配量が明確にならないため、各自治体間では接種に向けた具体的な動きが見通せない状況となっています。

その中、県では、4日、国から示された高齢者向けの供給量が、4月中は1万725人分にとどまると明らかにしました。対象となる65歳以上の高齢者は、県内で約65万人、この量ですと、ごく一部の分となります。

現在、県では何らかの明確な配分の考え方をできるだけ早く固めて公表し、市町村に示したい

とのことでした。このような状況でありますので、接種の実施には長い期間が想定されます。

町におきましては、課を横断した対策チームを早速設置していただき、取り組むこととなりました。住民の命を守る一大事業となりますので、大変なご苦勞をおかけいたしますが、無事故でできますようよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。検討段階のこともあると考えますが、分かる範囲でご答弁をお願いいたします。

イとして、町の接種体制について。

厚生労働省の発表によりますと、国立病院機構など、医療従事者が先行接種を済ませた後、病院、薬局、訪問看護ステーションの職員、そして自治体でコロナ対策業務に携わる職員、感染者らを搬送する救急隊員などが優先接種となり、その後、一般の接種になるということであります。そして、高齢者を先頭に4月以降、自治体が主体で実施してまいります。

そこで、当町での接種体制についてお聞きいたします。

まず1点目として、接種に向けての想定スケジュールと新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの体制は、どのように組まれたのでしょうか。その点についてお聞きします。

2点目として、接種にあたっての接種計画の策定は、どうでしょうか。今の状況では大変厳しいものがありますが、この状況についてもお聞きします。

3点目として、当町の接種対象者は、現在どのくらいでしょうか。高齢者とその他の人数についてお聞きします。

4点目として、今回3月号の広報に接種の大まかな内容が発表されておりました。この後、ワクチンの供給量が決定し実施に至るわけですが、その際には、どのように全町に周知をされていくのでしょうか。その点と、また、まず最初に対象者である65歳以上の方々に個々に接種券など郵送をされてまいります。送付物の内容については、どのようなものを予定されているのでしょうか。

そして、ワクチンの供給量がはっきりしないことには、送付時期についても明確になってこないかと考えますが、おおよそ送付時期の予定は、いつ頃とされるのでしょうか。お聞きいたします。

5点目として、接種方法については、町文化センター体育館での集団接種を検討されているということですが、これについては、どのような理由から決められたのでしょうか。内容についてもお聞きいたします。

以上、5点についてお聞きして、1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんから、1番目としまして、新型コロナウイルスのワクチンの接種について、また、イとして、町の接種体制についてご質問がありました。順次お答え申し上げます。

先ほどもお話がありましたけれども、厚生労働省は、去る2月14日、米国ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンについて、国内で初めて薬事承認を行いました。この承認は、疫病

の蔓延防止等のために緊急の使用が必要などの理由により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく特例承認として行われたものであります。

これにより、国内では2月17日から国立病院機構などの医療従事者に対する先行接種が開始され、県内では2月下旬から信州上田医療センターの医療従事者への接種が始まりました。また、今月からは、徐々にではありますが、その他の医療従事者等への接種用ワクチンの配送が始まっております。

住民の皆様への接種につきましては、現在、国から示されております全体的なスケジュールとして、4月以降に65歳以上の高齢者、その後基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60から64歳の方、その他の方という接種順位により実施することとされておりますが、肝心のワクチン供給について、その時期や量が明確に示されていないため、現時点では、具体的な接種スケジュールがお知らせできないという状況でございます。

先般、政府においては、高齢者のワクチン接種を4月12日から開始すると発表し、当面4月5日から19日の週にかけてのワクチン出荷量を明らかにしました。それによると、東京都など人口の多い3都府県を除く各都道府県への出荷量は、5日の週が約千人の2回接種分、12日及び19日の週がそれぞれ5千人の2回接種分で、県内で65万人程度はいると思われる高齢者の方の数には、遠く及ばない状況であります。

政府では、優先接種の対象となる医療従事者等や、全国で約3,600万人の高齢者が2回接種するために必要なワクチンを6月末までに全国に配送するものとしているものの、ワクチンの供給については依然不透明な状況でありますので、薬事承認の申請が出されているほかのワクチンの状況も含めて、今後の動向を注視してまいります。

一方、町民の皆様へのワクチン接種は、町が行うこととされているため、不透明な状況ではありますが、町では接種を迅速かつ効率的に進めることができるよう、坂城町新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、課を超えた全庁的な体制で対応することとしており、接種券の発行や予約を受け付けるコールセンターの委託、保健センターへの相談専用ダイヤルの開設、接種に係る人員の確保等の諸準備を進めているところであります。

次に、予防接種実施計画についてでございますが、市町村は、新型コロナワクチンの接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にするために、実施期間、接種対象者、接種実施医療機関・医療従事者等の確保、安全性の確保といった事項を盛り込んだ予防接種実施計画や要領等を作成することとされており、町といたしましても、現在一つ一つの事項を精査しながら作成を進めております。

次に、接種対象者ですが、現在承認を受けているワクチンの接種対象となるのは、接種日における年齢が16歳以上の方で、高齢者については、令和3年度中に65歳以上に達する方も含まれることとされており、現時点のデータから抽出しますと、高齢者の方が約5,400人、その

他の方が約7,700人で、約1万3,100人が当町での接種対象となります。

続きまして、町民の皆様への広報についてであります。接種のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今の段階でお知らせすることができませんが、現時点で確定している対象年齢や接種回数、医療従事者等から始まる接種順位等につきましては、広報さかき3月号でお知らせをしたところでございます。

また、ホームページ内にワクチン接種に関するページを作成し、今後も新たにお知らせする情報は、随時、広報や町ホームページ等を通じて発信するとともに、接種対象となる方に個別に接種券を郵送する際には、接種券や予診票と一緒に、ワクチンに関する情報や接種予約の方法なども併せてお知らせする予定としております。

次に、接種方法のご質問にお答えします。

現在承認されているワクチンにつきましては、接種時に生理食塩水で希釈をしまして、1つのバイアル、これは容器ですね。で5回から6回の接種ができますが、希釈後は6時間以内に使用することとされています。

また、ワクチンの最小流通単位も約1千回接種分と大量で、貴重なワクチンを無駄なく使用するには、短期間で大勢の方に接種をすることが望ましいとされております。

これに加えまして、医療機関での個別接種とした場合には、各医療機関が通常の診療業務に加えまして接種業務や接種記録などの業務負担が増大することや、今回のワクチンは、超低温保存など日常の管理が大変難しいことなどから、当面は、集団接種での実施を軸に準備を進めているところで、皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

また、集団接種の会場としましては、文化センターの体育館を予定しておりますが、吉川議員が前からご要望されておりました体育館と道路を超えた駐車場との間の歩道につきましても、今、警察と話をしまして、ほぼ新たに設置するという方向で話が進んでおります。

4月以降に接種が開始するまでには、新たな横断歩道が設置されるというふうに思っておりますので、それをご報告いたします。

以上であります。

**11番（吉川さん）** ただいま町長より、ワクチン接種について、町の取り組みについて詳しい内容をお聞きすることができました。当面、ワクチンの供給量がはっきりしないということで不透明なわけですが、今もホームページのお話がありましたが、今月の1日にホームページがリニューアルされました。大変見やすい内容に変わっておりました。本当にありがたいと思います。

この中に、しっかりとそのワクチン接種のページを作っていただくということですので、町民の皆さんには、不安を持たずに待っていただきたいと思っております。

そして、今もありましたが、集団接種にいたしましたのは、個別接種にした場合、このワクチン、無駄が出てしまうのではないかとということで、すばらしい決断だと思っております。

今、お話の中で大変うれしかったんですが、横断歩道が何か新たに設置できそうだというお話を今いただきました。本当にこの件については、多くの皆さんから、陸上をやっている保護者の皆さんとか声をいただいていたので、大変今回のこのときに間に合ったということで、大変うれしく思います。町長はじめ、担当課のご尽力に大変感謝をしております。

では、2回目の質問を行わせていただきます。

当町には、障がい者施設や、また高齢者施設などが様々ございます。先ほどもありましたが、順番としては、高齢者、そして基礎疾患、その後に行うということですが、この施設入所の方々の接種体制については、どのように検討されているのでしょうか。

その点と、それから今回集団接種ということで、この町文化センターに足を運ぶということになります。こう考えますと、高齢の方とか、ひとり暮らしの方、この方たちのこの足の確保ですね。この点がとても危惧するわけですが、この交通弱者の皆様への対応については、町は何か検討されているのでしょうか。

この点と、それから最後に接種券など配布していくわけですが、これはあくまでも住民票を基にして行ってまいります。中には、単身で来ていらっしゃる方もいらっしゃいます。このような方には、どのように接種について手だてをしていくのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 施設入所者の接種はの再質問から、順次お答えいたします。

施設入所者の接種体制につきましては、市町村で接種体制の整備を行うこととされております。

町では、町内の高齢者施設、障がい者施設と連携し、施設に入所されている方で65歳以上の方については、高齢者の優先接種に該当されますので、入所者の負担や効率性も考慮し、医師等のスタッフが施設を巡回して接種する体制を含め、検討を進めているところでございます。

続きまして、集団接種の際の交通弱者への配慮についてのご質問でございますが、当初の接種は、高齢者を対象といたしますので、車のない方や会場まで来ることが困難な方等の交通手段につきましては、一定の配慮が必要と考えており、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの実務者会において、具体的な方策の検討を進めているところでございます。

続きまして、住民票のない方への接種についてでございます。

ワクチンの接種につきましては、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地で接種を受けることが原則とされておりますが、やむを得ない事情による場合には、例外として住所地以外で接種ができる取扱いが国から示されております。

例外として認められるのは、住民票所在地以外に長期滞在している方で、例えば入院や入所をされている方などは、申請をしなくても入院先、入所先の市町村において接種を受けることができるほか、修学や単身赴任などで遠隔地に居住する方などは、接種を受ける市町村に事前に申請をすることで、居住地の市町村において接種を受けられます。

また、外交官など住民票そのものがない方につきましては、居住の実態が認められた場合は、その市町村に申請の上、接種ができることとされておりますので、取扱いに従い対応してまいります。

**11番（吉川さん）** ただいま保健センター所長から詳しく状況をお話いただきました。

1点ですが、この住民票のない方等、そういう方については、ホームページのほうで早くから周知をしていくことでよろしいでしょうか。

それから、交通弱者の皆さんへの配慮ですが、ちょっとお聞きしたところによりますと、タクシー会社に委託をした場合、タクシー券を配った場合は、国の補助はいただけないけれども、タクシー会社に委託をして送迎を行う場合については、国から補助金が出るとお聞きしておりますが、このような検討については、既に考えておられるでしょうか。

以上、2点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 住民票のない方への周知につきましては、ホームページ等におきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

また、タクシー券の関係でございますけれども、補助金の要綱等も精査する中で、どのような方法が高齢者の方とかに対していいのかということ、実務者会において今も検討しております、早めに対策を進めてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ワクチンの供給が明確にならないと確実な接種につながらないわけですが、住民への分かりやすい広報を、そして早期に分かった時点でホームページのほうに計上をお願いしたいと思います。

また、ホームページを見れない方等がかなりいらっしゃると思いますので、その方たちへの周知についてもお願いしたいと思います。

町では、通常の業務を行いながらの接種体制となります。また、その間には国勢の選挙も入ってまいります。密を避けながらの取り組みとなってまいります。職員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。

2として、あんしん電話の利用について。

イ、現状と今後について。

さて、支援が必要な高齢者への福祉サービスとして高齢者見守り事業があります。事業内容は、ひとり暮らし等の高齢者に日々安心して過ごしていただけるよう、見守りシステムを設置するものであります。

現在、当町では、あんしん電話と水道メーターを利用して見守る高齢者元気応援システム「KIZUKI」の2種類の見守りシステムを利用することができます。中でも、あんしん電話は、いざというとき、通報によりすぐ駆けつけていただくことができ、命を守る優れたものです。

先日も70代後半の友人のお宅を訪問しましたら、このあんしん電話が設置されており、いざという時のために、とても心強いですと喜んでおられました。

さて、このあんしん電話、以前は、有線があるお宅はつけられましたが、有線の廃止により、現在は本電話がないと設置できません。携帯電話のみの方も増え、新たな機器の導入が待たれておりました。そして、今回うれしいことに来年度予算に更新の予算をつけていただきました。

住民の皆さんは、待ち望んでおりました。そこで、この事業の内容と経過、また更新後についてお聞きいたします。

1点目として、あんしん電話の開始時期、当初の台数、そしてその内容について、また喫緊の利用状況として、28年度からの今年度まで利用台数と待機者数についてお聞きします。

2点目として、今回計画をしている更新機器の内容と予定台数について、また、皆、待ち望んでいるわけですが、更新時期については、いつ頃をお考えでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 2つ目のご質問として、あんしん電話の利用について。

（イ）現状と今後についてということで、ご質問をいただきました。お答えをいたします。

緊急通報システム「あんしん電話」につきましては、町のひとり暮らし高齢者台帳に登録されている65歳以上の方を対象として運用している事業で、現行のシステムにつきましては、平成6年度に導入したものでございます。

システムの導入時には、110台の端末機を購入し、町の有線放送電話の回線を使って通信をしていましたが、開始から27年が経過する中で、使用できなくなった端末機も多く、途中でリースによる端末機の補充をしたり、有線放送電話の廃止によりNTT回線への切替えを行ってきたという経過がございます。

事業の概要といたしましては、利用者宅に通報用の専用端末機を設置し、端末機の相談ボタンや非常ボタンを押すと、受信センターにつながる仕組みとなっております。

受信センターについては、朝8時半から午後5時までの昼間の時間帯については、社会福祉協議会にある在宅介護支援センターに、また午後5時から翌日の朝8時半までの夜間の時間帯については、特別養護老人ホームさかき美里園に設置をいたしまして、通報の内容に応じて相談をお受けしたり、緊急時には必要に応じてひとり暮らし老人訪問員や民生委員に状況確認を依頼し、利用者宅に確認に行く仕組みとなっております。

平成28年度からのあんしん電話の利用状況についてですが、各年度末で、平成28年度は92名、29年度が91名、30年度が88名、令和元年度が82名、今年度は12月末現在で75名となっており、現在待機者については、7名という状況でございます。

あんしん電話につきましては、現行のシステム導入から長期間経過する中で、機器の老朽化による不具合も散見され、故障の際の部品等の調達も難しい状況があるため、新年度におきまして



システムの更新を計画しており、更新に当たっては、固定電話を持たない方も増えている状況に鑑み、電話回線が必要となる現行のシステムから、固定電話や携帯電話がなくても対応できる無線方式のシステムへ移行してまいりたいと考えております。

更新の時期につきましては、まずは、現在利用されている75名の方と待機されている7名の方を優先し、ご自宅の電波状況の確認等を行いながら、現行と同様に専用の端末機を設置することとしており、9月頃までを目途に作業を完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

その後は、あんしん電話を利用されていないひとり暮らし高齢者台帳の登録者に、新たなシステムのご案内をし、令和3年度中においては、おおむね100台程度の設置を見込んでいるところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいま担当課長より、現在の機器の状況と、そして新たに導入する装置の大まかな内容をお聞きできました。令和3年度中に100台を目標としているということで、大変うれしいことです。長野県の中でも、8割方、この装置をつけて見守り事業を行っております。

今の答弁の中では、携帯も本電話もなくとも、これをつけることができるということで、大変利用が広がると思います。

そして、一つですが、現在の利用対象者については、このひとり暮らし高齢者台帳に登録の方のみとなっております。これは独居の方のみと理解しているわけですが、先日、80代のご婦人から、息子と二人暮らしでいるんですけども、朝早くから夜遅くまで仕事で息子が戻らないと。持病を持っていて、そのようないいものがあつたら、うちもつけてもらいたいというようなお声があつたわけですが、今、高齢化が進んでいる中で、様々なケースが出てきております。その点、この老老世帯も増えておりますので、この利用対象者について、もう少しこの利用の枠を広げていただけないか。この点について一つお聞きします。

そしてまた、委託して、今後は見守り事業ということで委託して行っていくわけですが、現在と同じように無料をご利用できるのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問についてお答えをいたします。

まず、利用者の枠の拡大ということでございます。

あんしん電話のような緊急通報ですとか、見守りのサービスといったものについては、現在、民間ベースでも様々なサービスが提供されてございます。また、こういうサービスについては、どなたでもご利用がいただけるという状態でございます。

そうした中で、町といたしましては、高齢でひとり暮らしという状況に鑑みまして、その安心と安全を確保する仕組みの一つとして、緊急通報システム「あんしん電話」を運用しているところでございます。

ひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方についても、このサービスを利用されていない方、現在でも相当数おられるということでございますので、当面は対象を広げるということではなく

て、まずはそうした方へのご案内や、利用のご意向の確認を進めていきたいと考えているところでございます。

それと、利用料金のお話がありましたけれども、現状、利用の枠の拡大は考えておりませんので、サービスとしても利用される方にとっては、同等のサービスということでございますので、機器の更新に伴って利用料をいただくということは、現在は考えておらないと、無料でお使いをいただくようにしたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 当面は、ひとり暮らしを中心にとということで、今、課長から答弁がありました。確かにひとり暮らし台帳には、200人から300の方が登録されていらっしゃる。その中で約、この3割程度の方が今機器をつけているということで、まだまだご利用いただけるのではないかなという思いもいたします。そういう意味では、現状をまたしっかりと周知をしていただきたいと思います。

そして、先ほども9月頃までにとというお話でしたが、どうか待機者の方にも、持病をお持ちの中で待っている方もおりますので、一日も早い設置をお願いしたいと思います。

軽井沢町では、令和元年に当町と同じような機器に更新をしたそうです。プロポーザルで現在の委託業者を決めたそうですが、現在の利用者は、何と37件ということで少ないんですね。その中で、軽井沢は高齢者の老老世帯にもつけるようになっておりまして、7件が、この老老世帯に設置をしているということでありました。

軽井沢が違うところは、利用にあたっては、必ず協力者の登録もお願いをしているということでした。通報が行ったときには、すぐ協力者のところにも連絡が行って足を運んでいただく。いない場合は、民生委員さんに登録をしていただくというふうにして、利用料も500円を1か月取っているということでありました。ぜひ、今後の中でこのことも参考にしていただいて、いい形でこのあんしん電話、さらに拡大をしていただきたいと思います。

続いて、3問目に移ります。

コロナ禍での高齢者の健康維持について。

今、コロナ禍の中で、これまでは当たり前だった人と人のつながりが、とても大事だと気づかされております。楽しみだったイベントが中止になり、オンライン視聴になったり、密を避けるため家に閉じこもりがちに自然となっております。そして、今取り沙汰されているのは社会的孤立であります。これは、人につながりたくてもつながれずに追い込まれている状況を言います。

先月19日、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置をされました。このようにコロナ禍は、多くの課題を投げかけています。

さて、その中でも危惧するのが高齢者の健康です。今、自らの健康維持に努力する方が増えています。そこで、この1年、当町の高齢者の状況は、どうだったでしょうか。また、介護に進まないよう、町ではどのような予防策に取り組まれたでしょうか。お聞きいたします。

イとして、相談状況の変化と介護保険サービスの利用状況について。

町では、高齢者を支え、支援する総合相談窓口として、地域包括支援センターがあります。ここに高齢者の相談がまずは届き、そこからその方に合った福祉サービスや各種サービスへとつなげていただいております。

そこで、1点目として、この1年、コロナ禍の中で増えた相談は、どのようなことでしょうか。

また、2点目として、相談者の状況によっては、介護保険サービスにつなげていただいているわけですが、今までと利用で変わってきたことはどのような点でしょうか。以上、2点についてお聞きします。

ロとして、自粛や中止の中で取り組まれた介護予防策の現状と今後についてです。

町では、対象者の支援が必要な高齢者として、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの指導やレクリエーションを通して、1日楽しく過ごせる生きがい活動支援通所事業に取り組んでおります。

通称生きがいデイサービスですが、ここに通い、介護にならないよう健康を維持している方がおります。そこで、1点目として、今回このコロナ禍にあって、この事業はどのようにされたでしょうか。コロナ禍以前の取組状況とコロナ禍の中での取組状況についてお聞きいたします。

2点目として、自粛が続く中、私のところには、どこにも行けなくなって体がなまってしまう。戸別受信機でラジオ体操でも流してもらえないかといった声が届きました。担当課長にもたしかお願いに行きましたが、防災行政無線ということで活用は難しいとのことでした。

そこで、この間、住民から様々な声が届いたのではと推察するわけですが、その点についてはどうだったでしょうか。お聞きします。

また、そうした中で、町として高齢者の健康を気遣い、介護にならないよう取り組んだ予防策は、どのようなことでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

**福祉健康課長（伊達君）** コロナ禍での高齢者の健康維持について。

（イ）相談状況の変化と介護保険サービスの利用状況についてのご質問から、順次お答えをいたします。

まず、相談状況の変化でございますが、地域包括支援センターに寄せられている高齢者に関する相談は、件数としましては、特段増加したということはございませんけれども、内容といたしましては、外出等の自粛が呼びかけられて以降の昨年6月頃から、外出頻度が減少した影響により、高齢者の心身機能の低下を心配したご家族やご近所の方からの相談といったものが増えてきております。

具体的な事例といたしましては、数少ない外出の機会であった趣味の集まりが休止となり、外出機会を失った方や感染を心配してデイサービスへの通所を自粛した方などからでございます。

心身が弱ってきてしまい、介護保険の新規利用や介護度の変更が必要になってしまったといったケースがございます。

次に、介護保険サービスの利用の状況の変化でございます。

入所系、入居系のサービスにつきましては、24時間365日のサービスということでございますので、大きな変化はございませんでした。また、通所系のサービスにおきましても、県外在住の親族等の往来があった際に、サービス提供事業所が利用者に利用の自粛を依頼したといったことがありましたけれども、影響については、ごく限定的だったと認識をしております。

他の自治体においては、サービス提供事業所内での感染が発生してしまい、事業所自体が休止となるといったケースもございましたけれども、当町では、そうした事例もなく、サービス提供の実績を見ましても、大きな影響は出ていないと考えております。

続きまして、口、自粛や中止の中で取り組まれた介護予防策の現状と今後ということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

高齢者の介護予防を目的としたミニデイサービス「生きがい活動支援通所事業」、通称「生きがい広場」と言っておりますけれども、これについては、町社会福祉協議会に委託をして実施をしております。火曜日と金曜日は老人福祉センターで、木曜日はふれあいセンターで開催をしております。

令和元年度の実績といたしましては、登録者が69人で、年間で141回開催をいたしましたが、新型コロナウイルスが拡大し始めた昨年3月からは、開催を一時見合わせ、休止期間中の利用者への影響も懸念されたことから、4月から5月にかけては、電話や訪問による体調確認を実施いたしております。

また、この間は、必要に応じて介護保険サービス等の支援につなげられるよう、町社会福祉協議会と情報共有を図りつつ対応をしてきたということでございます。

その後、6月から人数や時間を制限するなど、規模を縮小して再開をいたしまして、緊急事態宣言を受けての休止等を挟みつつ、現在まで開催を続けているという状況でございます。2月末時点では、参加者を4グループに分け、各回最大8名までの参加として実施をしているという状況になっております。

感染の拡大による活動の自粛期間中における介護予防の施策に関しましては、個別相談や生活支援の業務については、感染防止策を徹底した上で、従前どおり実施している一方、先ほどご説明いたしました生きがい広場や運動講座等の集団支援につきましては、感染の拡大を防止する観点から、中止や縮小などの対応を取りながらも、電話等によるつながりを維持しており、こうしたことについて、住民の方から特段のご意見をいただいたという経過はございません。

また、コロナ禍における新たな取り組みといたしましては、千曲中央病院さんと上田ケーブルビジョンさんのご協力もいただきまして、体操動画を撮影し、教材用のDVDとして配布を行っ

たり、ケーブルテレビでの放映、また町ホームページでの配信も行ったところで、教材用のDVDにつきましては、DVDの再生環境がある独居高齢者や地域グループの代表者等を対象として配布を実施したというところでございます。

**11番（吉川さん）** ただいま課長から詳しい内容をお聞きすることができました。特段、声はなかったというお話でありました。そしてまた、サービスの利用についても、私もちょっとお聞きしたところでは、通所がだんだんやはり精神的なものもあって、こう行けなくなった方が増えている。在宅の看護、それと介護、そちらのほうが増えているというふうなお話を少しお聞きした経過があります。

そして、認定者数の状況をちょっとお聞きしたところ、要支援の1、一番介護に入る入り口のところが、30年が85名、31年が88名、そして令和2年が109名ということで、喫緊のこの状況ですけれども、少しやはり介護に向かって介護保険制度にこう移行している方が増えているかなというのを状況を見させていただきました。

そういう中で、町では、今お話の中に介護に行かない取り組みとしていろいろ考えていただいた中で、この社協でやっていた体操、これを体操動画にして、ケーブル、またDVDの作成をしてお届けしていただいたということでございます。

私も、これ大事なことだなと思ったんですが、私もケーブルを見て体操と一緒にやりましたが、本当に僅かなことなんですけど、やはりやるとやらないとでは全然違うなというのを感じました。

そこで、この取り組みについて現在までに検証はされたでしょうか。そしてまた、利用された方、とてもよかったというような効果についてはどうでしょうか。その点についてまずお聞きいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** DVD動画の関係の検証ということで、再質問をいただきました。お答えをいたします。

このDVDにつきましては、気軽に体操に取り組んでいただける教材として配布をしたもので、特に独居の高齢者の方につきましては、社会福祉協議会に委託をしている訪問指導の際に、再生環境を確認するとともに、有用な体操であるという旨をお話ししながら配布をしているものでございます。そういったことから有効にお使いをいただいているものと考えております。

配布も直接どんな形で使っているかですとか、そういった点については、まだコロナの状況が収まらないということでもありますので、今後、そういったことは確認をしてみたいと思っておりますけれども、有効にお使いいただいているものと考えているところでございます。

また、このDVDについては、コロナ禍に限らず、体を動かすためのツールとして、日頃からお使いいただけるものと考えております。配布先であります地域支援グループ、あるいは独居高齢者の皆様に、今後も有効に活用いただけるものと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 本当に独居の高齢者の方で、このDVDも使える方はどのぐらいいらっしゃる

るのかなというのをちょっと感じます。もちろんケーブルで流しているのを見てやることもあれですが、一つは、やはりこの本当に何というんですかね、そういう形で、形だけでなく、やはりもうちょっと寄り添った取り組みにつなげていただけないかと思います。

ボランティアグループ「さかきのかがやき～笑顔でGO!～」というグループがごございます。これは、介護体操の本当に養成講座の中から生まれた講座からできたこのグループなわけですが、ちょっとお聞きしましたところ、老人福祉センターでは、当初この介護予防体操の時間を取って、昨年多くの皆さんに広げてこられました。私も何回か行かせていただきましたが、多いときには、六、七十人見えていたのを記憶しております。

お聞きしましたところ、現在は再開をしたそうですが、やはり外に広げることができないということで、グループのメンバーのみで、今までは1回だったのを3回に分けて、今、地域ごとに集まってやっていただいている。すばらしいなと思いました。

このやっぱりDVDとかケーブルで、1人でやるのではなく、本当に人と人がこう集まったところで、その環境をどう変えるかということが一番の問題なわけですが、ぜひこの今やっていただいている本当にそのグループの何というんですかね、人たちが、もっともっと全町的に協力をいただいて、広げていかれるような体制を今後考えていただきたいと思います。

そこで、コロナ禍ということで、今までにないこの体制の中なんです、今後の高齢者の健康維持に向けた取り組みについては、町ではどのようにお考えになっているのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 今後の取り組みということでございます。今後の取り組みといたしましては、まず、今議員さんもおっしゃられたように、感染状況を踏まえつつもというこれは大前提がつきますけれども、例えば、通いの場への講師の派遣の再開ですとか、介護予防への意識づけを一層強めていく。先ほどおっしゃられたように、ボランティアグループによるそういった教室ですとか、そういったことも大事だと思いますけれども、そういった形で介護予防への意識づけを一層強めていく必要があると考えております。

また、そうした集まる機会とともに、特にコロナ禍という状況もございまして、インターネットですとか、先ほどケーブルテレビのお話もありましたけれども、そういったものを活用した講座の開催といったことも有効ではないかなと考えております。

ただし、これについては、高齢者の皆様が自ら情報を収集したりですとか、活用をしたりといった力をつけていく必要もあろうかと思っております。そういった力の向上につながるような取り組みも併せてやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、令和3年度からの新たな取り組みといたしましては、後期高齢者医療広域連合からの委託事業としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということを進めていく予定でございまして、この事業によりまして、75歳の年齢到達で後期高齢者医療保険に移行した後も、

町が継続的に保健事業を行うということになってまいりますので、疾病の重症化予防ですとか、介護保険の地域支援事業といったことを一体的に行うことができるようになると考えております。

高齢者の皆様の健康課題を把握しつつ、状況に応じた事業展開が図れるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

**11番（吉川さん）** 本当にコロナ禍になって、町の包括支援センター、ここの職員の皆さんは、本当に大変だなと思います。本当に心から感謝を申し上げたいと思います。様々なことが今まで以上に相談が増えているかと思いますが、ぜひお一人お一人の命を守るために、これからもご尽力をいただきたいと思います。

先日、千曲市では、社会福祉協議会が中心で屋外でラジオ体操をして交流を深めるラジオ体操サロンをやっているという記事を見ました。籠もっていた高齢者の皆さんが外に出てきて、屋外でラジオ体操を週1回ということでしたが、やっているという記事でございました。皆さん、知恵を使いながらそういうふうにしていただいていると思います。

また、当町には、勤労者福祉センターがあります。そこにジムがあるわけですが、先日も70代後半の方に、2人お見かけしました。このように意識をしてジムに通われている方もいらっしゃいます。

そこで、今後に向けて提案ですが、いずれ建設予定の保健センター中心の複合施設、この中にぜひ高齢者も利用でき、貯筋づくり、筋肉の衰えを改善できるジムなどを併設していただき、ICTを活用し、保健師さんに健康管理をしていただきながら介護予防につなげていく、こんな取り組みもいいのではないかと考えます。ぜひ今後の中で検討をお願いしたいと思います。

最後に、よく耳にする言葉に「『きょういく』と『きょうよう』のある人は元気で長生きできる」ということがあります。これは、ご存じの方も多いと思いますが、「きょういく」は「今日、行くところがある」、そして「きょうよう」は「今日、用がある」、つまり行くところがあり出かけることが好きな方は、元気で長生きできるということでもあります。ぜひこの居場所づくりで高齢者の健康維持にこれからつなげていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（西沢さん）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時02分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、7番 栗田 隆君の質問を許します。

**7番（栗田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ワクチン接種に関してのことなんですけど、3つほど、この一般質問の通告書には書いておきました。その接種への体制は、どのように進んでいるかということをもっと最初にお

聞きするわけですが、それは、今先ほどの一般質問で同僚議員の方がなさいましたので、よほど私の場合と違う部分だけ、お答えいただければいいと思います。

それから、一番私が問題にしているのは、12月の議会で、皆さんにもここで一般質問の中で言ったわけですが、町民の方々が、今一番知りたいことはどういうことかという、ワクチンができたから、もうワクチンを打つのが当たり前。打たなきゃおかしいみたいな話になると、本当にそうなんだろうかということを一歩立ち止まって考えてみたいと。

それで、この私の機会を使って、どうしたらいいのかなと考えている方、そういう人たちにこんなふうな現実ですよ。ワクチンとはどういうものか、あるいはこの病気の正体はどんなものなのか。そして日本の現状、長野県の現状はどうなのか。そういう情報を提供して、それでその正しい情報、正しいかどうか、それは分かりませんよね。今の時点で科学的にみんなで共有できる情報があって、その情報を基にして思考停止することもなく、論理的・合理的に個々の方が理解し、そして自分はどうするという主体的な判断ができる。そういう材料を町のほう提供すべきであろうと。

そういうことで、質問の口として、そういういろいろな現状を考えた上で、あるいは今回のワクチンの性質を考え、それから病気がどのように蔓延しているのか。日本はどうか。イギリスはどうか。アメリカはどうか。それも含めていろいろと自分で検討した結果、私は受けないという方がいても、それは少しもおかしくない。おかしくないとはそう考えるわけですが、もちろんいろいろなご意見はあると思います。

そこで、口として、接種を受けない人への差別とか、偏見とか、あるいは同調圧力とかが発生する。多分職場なんかでも、もうもはや、やる、やらないについては、そういう問題が起こっていると思います。医療従事者の方々から先行してやるというときに、私も教えた子供が結構な数、医療関係に行っていますので、とてもそういう中では、私は受けないというようなことが言えるような雰囲気ではないと。多分それは当然なんですね。それは12月の議会では私も言いましたように、予備校関係で大学の入試を控えていて、ワクチンを打たないなんて冗談じゃないと。はっきりとそういう衝突があったわけじゃないんですけど、私は、なるべく避けてはいたわけですが、そういうことに対して、町の対策はどうなっているか。

それから、もうこれは、埼玉県の宮代町ですか、ここで16歳以上、3万人分の接種をすることが決まっていて、そこでは、1回につき、接種したら千円の商品券を配るようなことをやるという話を聞きました。それは、やはりその坂城町にワクチンがやってくる。ほかのところもやってくる。ほかのところの接種率は80%だ。ところが、何でこんなに坂城は低いんだてなことになる可能性が私は非常に高いというふうに思っています。そういうことを何か防ぐための手だてはあるのか。非常に何というんですかね、ワクチンについては、干渉すべきか、すべきでないか。一生懸命進めるかどうかということですよ。



それで、そのワクチンなるものが今回新しくできたわけですがけれども、そのワクチン自体の性質というものの理解が、今までありましたワクチンというのは、生ワクチンと呼ばれるようなウイルスを弱毒化してつくったもの、それから死んだ病原体を体に入れるタイプ、それから毒素だけを抜き出して、それを無毒化して体の中に入れる。これがワクチンの定義ですよ。

そのワクチンの定義からすると、今回のワクチンは全く別物であって、はっきり言ってしまえば、これはワクチンではございません。これは言っても何の問題もないと思います。今度やるのは、人工的に作り出したRNAのコロナバイラスウイルスのその遺伝子配列を人工的に作り出して、それを体の中に注射器で入れると。そうすると、どうなるかということ、実は全然毒性云々かんぬんは関係なくて、それと同じ遺伝子構造を人間の打ち込まれた方の細胞の中で生産してくる。つまりそこからウイルスが作り出される。そして、そのウイルスに対して免疫が働く。こういう基調になっているわけですよ。

これが使われるのは世界最初です。ですから、これから10年、20年たったときに、どのような結果になるかは一切分かりません。急遽作り上げたこういうものですから、何の実験も行われてはおらないということは頭に入れておいて、30分とか1時間の中で、アナフィラキシーのような重篤な反応を起こさなかったからといって、1年後、2年後、3年後、長期にわたっての検証は一切なされていないということですね。ちょっと水を。

それと、このコロナウイルスと騒がれているわけですがけれども、今実際についている名前は、SARS-CoV-2という名前になっているわけですね。これは、SARSと、2002年、2003年にはやりましたSARSの相同性が80%ある。だからほとんどこれはSARSなんですよね。

そのSARSというのは、この東アジアには、4種類の風邪——皆さんがいつもかかっている風邪ですよ。これが大別して4つあって、それが大体私の計算だと、2002年、その前が1990年、その辺りはちょっとよく分からないんですけど、一番最初は1889年かな。明治22年でしたけれども、その頃、その風邪が急に強毒化するという変化は、これは幾らでも起こるんですね。

RNAウイルスというのは、何しろ鎖が1本鎖しかございませんので、それが1回おかしくなると、どんどん変わっていつちゃうんですね。人間があまり突然変異を起こさないのは、このDNAって2本鎖があって、片方が必ず相手を担保するという形になっているので、ほとんど変化は起こらないんですけど、今このコロナについては、もはや、もう6千種類ぐらい出て、それでも今マスコミでは、イギリス種がどうだ。南アフリカどうだ。そんなのはもう日本の中では、何十種類、何千種類、全部でもはや6千。これがどんどん変わってきますから、もうその新種がどうのというようなのは、もうマスコミの騒ぎ以外の何物でもないと。

それで、SARSのときには、じゃあ、どうなったかということ、このときも何とかウイルスを

使ってSARSを撃退しようって世界中で大騒ぎになって、それで急遽つくったウイルスが、やはりこのRNA、つまり変化の激しい、突然変異が激しいものについては、あまりにもADEと呼ばれる、これは、Antibody-Dependent Enhancementと呼ばれる、要するに一つ抗体ができたときに、次の例えばワクチンのような抗体を入れた場合、物すごい重篤な症状が現れると。

それで、12月議会で私がちらっと触れたのは、私のがそうじゃないかなと。自分のはね。ということはちょっと触れたんですが、もちろん全く因果関係なんかは分かりません。ただし、それで、SARSのワクチンというのは、もはやその2003年から2020年、17年間凍結されちゃったんですよね。やっちゃいかんと。危なすぎる。ということで凍結されていて、今回先ほど言いましたように、人工的に作り出したRNAの遺伝子配列を人間の体に入れると。これはもちろんファイザー社とアメリカのあれですよ。ペンタゴン、アメリカ国防省ですよ。共同でがんがんつくったわけですよ。もともと何でしたっけ。このワクチンというのは、もう生物兵器、あるいは国家安全保障上の問題になっているわけです。ほかの国ではね。日本だけはそんなことはないわけですけども、だから日本の国内開発が全く振るわない、遅れているということになるわけですけどね。

それで、SARSのワクチンが17年間凍結されたということで、もうつくっちゃいかんと。危なすぎる。そこで、今回出てきたのが今のタイプということになるわけですよ。だから、それがものすごく効く、非常に成功するんだったら本当に素晴らしいことなわけですよ。これからのインフルエンザなんかにも同じことが使えますから、同じRNAのウイルスですから。そうすれば、今までインフルエンザのワクチンなんてほとんど効かないと。40%ぐらいだろうぐらいの話だったんですが、飛躍的に効いて良くなる可能性はある。ただし、何らこれが1年、2年、3年という長期の検証を経たものではないので、ある意味、かなりの危険性があるのかもしれないということですよ。そんなのは分からないわけです。2年、3年、4年、5年たってみなければ。

それで、じゃあ、日本の現状はどうなのかという話になりますと、もうこれはいろいろな資料があって、もうどれを取り上げたらいいのか分からないんですが、国別でいけば、東アジアというのは、先ほど言いましたように、東アジアの風邪の一変種、一亜種ですから、東アジアはものすごく強いんですよね。フィリピンで100万人当たり、何人死者が出たかというのは、去年の調べで7.7人、これは東アジアで一番高い数字なんですよ。2番目に高い数字が実は日本で5.6。そのときのイギリスの人数は504.6なんですよ。つまり日本に比べてイギリスのほうは100倍死者が多いというこういう状況なんですよ。

そうなる、こういう何年かしたら危ないかもしれないというようなワクチンも、打つのに意味が出てくるかもしれませんよ。だけど、日本の今のこの現状を考えると、慌てて打つ必要が

あるのだろうか。ここを一人一人個人の方に考えてもらいたい。もちろん私は、町のほうが一生懸命接種体制を整え、全町分の町民分のワクチンを全部打てる体制を取る。これはもう当たり前のことだと思うんですよね。だからといって、一人一人の人の自由意思が尊重されない。おまえ、何でやらない。こういうような圧力がかかること、これを一番危惧しているわけです。

では、一番最初、先ほど言いましたように、接種体制について特段のものがあれば、その部分を言っただけであればいいんですが、それ以外に、口として、ワクチンを受けない人への差別とか、偏見とか、圧力、そういうものに対して町はどのような対策を取るか。もう一つは、自治体間の市町村の中で、こっちは少ないから何とかしようとか、そんな議論が起こらないかどうか。これについて最初にお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 1、ワクチン接種について。

イ、接種会場、医師、看護師等を含めた接種へ向けての準備の進捗状況はどうなっているかのご質問から順次お答えいたします。なお、答弁が重なる部分もございますが、お答えさせていただきます。

新型コロナワクチン接種につきましては、現在、国内で薬事承認がされている米国ファイザー社のワクチンによる接種体制の整備が各市町村において進められているところでございます。

このワクチンは、最小流通単位が大きいこと、短期間で大勢の方への接種が望ましいことや、超低温での管理が求められること、個別の医療機関で接種を行う場合は、通常の診療業務に加え、接種業務や接種記録など各医療機関の業務負担が増大することなどの状況に鑑み、町では集団での接種を軸に考えているところでございます。

接種会場といたしましては、新型コロナウイルス感染予防の基本であります3密を避けるために、広いスペースの確保が必要となりますので、現在、文化センター体育館での接種を考えております。

接種会場での体制につきましては、厚生労働省の作成した市町村が特設会場を設けた場合の接種の具体的なイメージにおいて、受付、予診票の確認、医師による予診、医師または看護師による接種、接種済証の交付、接種後の状態確認、その他誘導等を行う人員が示されており、町におきましても、これを基本とした人員配置による体制を整備してまいりたいと考えております。

この中で、特に課題となるのが、医師・看護師等の医療スタッフの人員確保で、開業医を中心とする地域の医療機関のみで人員体制を整備することはなかなか難しいため、町では比較的規模の大きな病院にスタッフ派遣についてのご相談をしているところであります。

まだ調整中ではありますが、おおむね派遣を受けていただける方向で進んでおりますので、町内医療機関の先生方と力を合わせ、円滑な集団接種の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、口、接種を受けない人への差別、偏見などの圧力への対策はどうなっているかに

についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種に関しましては、予防接種法上の臨時接種として位置づけられ、妊娠中の方を除く16歳以上の国民には、接種を受ける努力義務がある一方、接種を受けるかどうかは個人の判断によるものとされております。

また、今回のワクチン接種における国の実施要領では、明らかな発熱のある方や、今回のワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方などは、接種が不相当とされているほか、一定の基礎疾患がある方、予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方などについても、医師が慎重に予防接種の適否を判断する接種要注意者とされております。こうしたことから、接種の対象となる方の中には、予防接種を受けたくても受けられない方もおられることと拝察いたします。

町といたしましても、誤った知識や不確かな情報により、接種を受けない方に対し、不当な差別や偏見等の人権問題が起こることのないよう、こうした点について十分に広報してまいりたいと考えておりますので、住民の皆様のご理解をお願いいたします。

続きまして、ハ、自治体間での接種率競争というような事態はないかについてお答えいたします。

現状では、住民の方への接種が始まっていない段階ですので、何とも申し上げられないところではございますが、新型コロナワクチン予防接種につきましては、法律上の臨時接種とされたので、接種の実績等は、国・県に報告することとなると考えられます。

接種率につきましては、先ほども申し上げましたが、受けたくても受けられない方がいらっしゃることや、最終的に接種は個人の判断によること、また、ワクチンの供給量や人口規模等により接種状況も大きく変わってくることもございますので、接種率が低い自治体に対する国や県からの働きかけなどは想定しにくいと考えておりますが、こうしたことが起こらないよう、機会を捉えて、国・県に対しても要望してまいりたいと考えております。

**7番（栗田君）** 皆さんと申しますか、普通の方、私も含めて我々が得る情報というのは、マスコミとか、それから政府から出されるもの、いろいろあると思います。それから科学に興味のある方だったら、その科学的な知見を知りたいと、そういうものを学んでいきたいと思うわけですが、その今先ほど言いましたように、日本が100万人当たり5.6、非常に低い値で、それでイギリスについては、その100倍あるとの死者が出ている。

例えばこういう情報も、実はあんまり私は本当かなって信じられないんですよ。どうしてかという、去年の6月に厚生省のほうから、もうとにかく死んだ人全てをPCR検査をしろと。それで末期がんでお亡くなりになった方もPCR検査で陽性と出たら、コロナ死であると。だから12月の議会でも、それはちょっと触れているんですよ。私、フランスの有名なジスカー

ル・デスタン元大統領、94で亡くなったんですが、完全にこれは老衰でしょうというまでコロナ死にしなきゃいけないと。その後、丁寧にPCR検査までやって、死んだ後ね。それ全部を死亡をコロナ死で算入しちゃってこの値なんですよ。

それから、こういうことがあります。今年の1月の22日ですけれども、PCR検査、これは皆さんもよくご存じで、それで前に同僚議員が、このCt値が高過ぎるんじゃないかみたいな話。このCt値というのは、実は人間のDNAは2本鎖ですから、それをほどこいて、そしてその中にあるたった4種類しかないヌクレオチドという物質があるわけです。それで、4つだけでその配列だけで全ての遺伝子は決まるわけですよ。それをほどこいて、それでその2本のそれぞれにそのヌクレオチドをくっつける。そうすると2本できるわけですよ。それをもう一回やると4本、その次にやると8本というふうに、2倍2倍のこれは単純な等比数列になって殖えていくわけですよ。

そのPCR検査というのをその2倍2倍にしていく回数がCt値と通常呼ばれるものですが、それを今の日本は、45とか46とか、とんでもない数字でやっていて、WHOは、35以上は無意味と言っているわけですよ。

そこで、今年の1月の22日、先ほど言いました1月22日に、初めて厚生省は、その値を35以下にせよという通達が出たわけですね。こちらの保健所のほうにも来ているかと思えますけれども、ただし、もう民間で出来上がったキットでやっている場合には、もうこれも分からないと。要するに数字は分からないわけですよ。

それから、東京都のほうなんかは病床数が非常に圧迫しているということ——逼迫しているということね。2月16日の時点で86.2%の重症者の病床使用率。ところが、これが1週間たった2月23日には32.7%に下がっちゃったわけですよ。どうしてかということ、基準値を変えちゃっているわけですね。その基準値の変え方というのは、ここで煩雑になりますので言いませんけれども、要するにその発表される数字自体が、とてもそのまま信用できるような代物じゃないと。それで、さあ打つ、打たないは、あなたの自由ですよと言われても、私というか、皆さんは困ってしまうわけですよ。

これについては、いろいろほかの数字もあるんですけど、本当に信用できる数字では、これをウォール・ストリート・ジャーナルでやったんですけど、59か国で人口の増減、死亡者数が増えたところ、減ったところを出して、50か国で当然このコロナで死んだ人が増えましたので増えたということになっています。

ところが、残り9か国は、これはほとんどが東アジアでしょうけれども、減少して、その減少幅が一番大きいのが日本なんですよ。つまりここも何年も取って考えてみても、1年間に死ぬ人数が140万人台から130万人台に落ちちゃったというのは日本だけです。

これは、例えば、いつもはやるインフルエンザが、ほとんど死亡者が出さなかったということ

とか、いろいろあると思いますけれども、こういうことをちょっと考えていくと、もしもこういうことで接種しないほうがいいなと決断される方が増えたとしても、私は合理的であり論理的であり、それでも問題ないというか非常に正しい判断かもしれないと。もちろん受けることについては、もう体制はきちっと整っているわけですから、受けていただく人についてはもちろん受けていただく。だけど、おかしい同調圧力で受けないという判断ができないという方は、非常にかわいそうな状況だと思います。なるべく先ほども保健所のセンター長がおっしゃられましたように、そういうことのないように鋭意努力して、県、国のほうに言っていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、ごみ問題についてですね。

私は、市町村の重大な役割の一つとして、ごみの処理をどうするかということはこの2年間ずっと言ってきました。リサイクルというのは物理学・化学、そういう原理から全く無理であるということもずっと言ってきました。

それから、原子レベルとか分子レベルでの組成が物質というものを決めて、それでリサイクルできるもの、できないものは決まるということも訴えてまいりました。それで、前回については、容器包装リサイクル法という法律がある。それが法的根拠となって立ち会いまでやるのはいかなものかと。協力しろと書いてあるのは、確かに協力しろですけれども、立ち会いまで法的な規定の根拠があるかどうかということをして12月の議会で問題にしたわけです。

それで、今回はその点に触れるわけじゃなくて、この坂城町全体として、あと10年後、20年後を見据えて、どのようなごみ処理の形態がいいのか。私は、当然戸別収集なんかは主体になって、これからのごみ問題の課題に取り組むとなると思うんですけども、もちろんそれは町のほうでは、そこは考えていないというのは、それはそれで構わないわけですね。そのこれからの取り組みはどのようにになっているのか。

それから、今、2022年以降になるということになってはいますが、まだ国会には上程されてはいませんけれども、もはや準備作業が進んでいるプラスチックの一括分別回収という、今までバケツとか、それから文房具とか、そういうところに使われたプラスチックについては、それはもう可燃ごみで捨てるというような形だと思ふんですね。それを今度は、容器包装と同じように分別して集めるというタイプの法案ができる可能性があるわけですね。それが2022年からぐらいに始まるんじゃないかということが言われておりますので、その一括分別収集、つまりもうプラスチック類全部一緒。こうなったときの町の対策は、どのようなことを今考えているか。その2点についてお伺ひします。

**町長（山村君）** ただいま栗田議員さんから、大演説の後、またご質問を頂きました。ごみ処理問題であります。

質問が2つありまして、イとして、戸別収集等を含めて、これからのごみ問題の課題と取り組

みはどうなっているか。

ロとしまして、今、お話がありました2022年以降予定されているプラスチックの一括分別回収への対策はどうかということで、順次お答えします。

まず、イの戸別収集等を含めて、これからのごみ問題の課題と取り組みということでございますけれども、ちょっと整理しますと、当町のごみ、資源物の処理につきましては、昭和43年に葛尾組合焼却施設への可燃ごみの搬入を開始して以来、昭和54年には現在の焼却炉を建設し、42年が経過しております。

その間、昭和46年に不燃物の収集、平成6年からは可燃ごみの指定袋の導入、平成15年からプラスチック及び紙製の容器包装等の分別収集、平成22年には一般廃棄物処理の有料化を開始し、現在に至っているというところであります。

廃棄物を巡りましては、環境問題や最終処分場の不足など社会問題を招いており、良好な環境を維持し、経済が持続的に発展するためには、廃棄物の適正な処理と限りある資源を繰り返し使用して、環境への負荷を低減する循環型社会の重要性が、さらに強く認識されるようになっております。

廃棄物収集の方法は、各市町村によって様々であります。当町では、葛尾組合を構成する千曲市と歩調を合わせて、各地区にごみ収集所や資源物収集所を設置し、廃棄物処理を行っているというわけであります。

資源物と廃棄物を分別して収集し、限りある資源を効率よく循環させて活用することは、SDGsの目標の大きな一つであります。持続可能な生産消費形態を確保するための取り組みとして推進していく必要があると考えており、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の可燃ごみの収集方法として戸別収集はとのことでございます。

住民の皆様の利便性が向上する一方で、収集箇所が現在の131か所から全戸に増えるということに加え、大都市で見られるような通り沿いでの戸別収集となりますと、景観などへの配慮とともに、令和3年10月から焼却場が千曲市屋代のB焼却施設へ移行するということもあり、収集・運搬にかかる時間や人員、さらにコストの大幅な増大を見込まなければならないというところがあります。さらに、収集されるまでの間、プライバシーに係る情報が多く混入している家庭系の廃棄物が、家の前に長時間放置されるということも懸念されるというところがあります。

こうしたことから、町といたしましては、引き続き町民の皆様のご協力をいただく中で、ごみ収集所での収集を行い、収集時間の短縮と費用の抑制につなげてまいりたいと考えております。

また、各地区に資源物常設ステーションを設置した場合には、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆様の利便性を向上すると考えるところであります。しかし、資源物が回収されるまでの間、地区の皆様へ管理等の対応をしていただくことが原則となっております。

り、現在以上に地区の皆様のご負担が増えてしまう可能性もあり、管理の面からも設置に課題があるものと考えております。

また一方で、高齢者や核家族化が進み、高齢者のみの世帯も増加するという中で、ごみを収集所に持ち込むことが困難と感じる方が増加していることも予想されているところであります。

現在、収集所へのごみ出しが困難な方は、介護保険サービスにおいては、ごみ出しのみを提供するサービスはありませんが、買物代行や掃除等の生活援助の附帯的なサービスとして行っている例もあり、その件数は年々増えているとお聞きしているところであります。

町といたしましては、現時点においては、町民の皆様のご協力をいただく中で、現在の体制で行っていくことは望ましいと考えておりますが、社会情勢の変化を見つつ、ごみ出し困難な方に係る収集体制などについても、いろいろ先進的な事例なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、（ロ）の2022年以降予定されているプラスチック一括分別回収への対策についてであります。昨年7月、環境省、経済産業省の両省は、プラスチックごみのリサイクル強化策をまとめたところであります。

さきもお話がありましたバケツや洗面器、歯ブラシなど、家庭から出るプラスチック製品を新たにプラスチック資源の分別区分を設けて、一括回収する方針を打ち出し、今通常国会にプラスチック資源循環促進法案を提出し、2022年度の施行を目指すとしております。

本法案の柱としましては、プラスチックを捨てずに一括回収し、リサイクルして循環利用する仕組みの強化であり、もう一つは、小売業者や飲食店などの製品の供給側に、ストローなどの使い捨てプラスチックの使用削減やリサイクルを義務づける内容となっております。

また、メーカーに対して、環境に配慮した設計の基本的事項を整理した指針を示し、業界単位での設計の標準化による製品の設計から提供、リサイクルに至る各段階での対応を促すとされております。

一方で、分別回収を担う我々市町村の制度導入のためのスケジュールや詳しい制度設計は、現時点においては示されていない状況であります。このため、町としまして、具体的な対策についてまだお示しできる段階ではありません。しかしながら、関係機関や環境省が公表している資料を確認するところでは、2022年度の制度の施行を目指すとのことであり、そのために一括回収に関係する各団体等の理解や実施体制など多くの課題を整理していくことが求められる中で、それぞれの市町村の状況に応じて随時導入、対応するような流れになるのではないかと考えているところであります。

いずれにしても、制度の導入には、相応の準備期間が必要でありますので、国の動向を注視し、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

**7番（栗田君）** ごみ処理という問題については、その私のほうが言っているような原理的な問題、



あるいは科学的な問題、いろいろありますが、法律が決まってしまうと、その法律に従わざるを得ないというのは、町としては当然であるし、国民としてもそうせざるを得ないというのは、当然なんですよ。

それについては、そういう中で、私からすると、サーマルリサイクル、いわゆる燃やして電気発電というようなものがありますから、それもリサイクルとして認めると、これは諸外国では認めないわけですが、そういう何といいますか、法律をうまく上手に利用して、なるべく理想的な形に近づけていこうというのが、私の基本姿勢で。

先ほどで、ちょっと気になったところで、これはあれなんですけれども、私が戸別収集と言っているのは、1軒1軒という意味ではなくて、ある程度の隣近所、まとまりということも二、三軒、あるいは非常に狭い道路もありますから、それは道路のほうに出すとかですね。要するにごみ収集所が増えるというふうにも考えてもらっても、それでいいと思います。完全に1軒1軒は、とても無理だというふうにも私も考えております。

それでは、そのごみ問題については、今回聞かせていただいて、この平衡状態は、こっちが理想を語り、そちらが現実を語るということで、なかなかいい平衡関係だなというふうには思っております。

それでは最後に、教育問題について、ICTの教育についてお尋ねします。

2011年、つまり10年前ですけれども、こういうプロジェクトが立ち上がったんですよ。「ロボットは東大に入れるか」、こういうプロジェクトが2020年まで、10年をかけて行われました。

それで、もちろんその始めたときには、七、八十%のAIの専門家たちが、そんなのは軽いだらうと言っていたところが、実はこのプロジェクトをずっとやっていて、もはや、2016年か17年あたりですかね、もうこれは絶対無理と。可能性は全くないだらうと。これ以上いくら頑張っても無理だということで、実は2020年、去年ですよ。最終年にして、このプロジェクトは、結果として入れるかというプロジェクトですから、結論としては無理だ。

じゃあ、そういうものを阻んでいたものは何かというと、このロボット——ロボットといったって本当に加工があるロボットなわけじゃないですけど、コンピューター上にあるものですが、このロボットに150億文を全部、もちろんコンピューターですから、そんなのすぐ入れることは可能なわけですね。

ところが、その150億文で、皆さんも大学受験をなさった方は、基本英文700選とか、そんなのをやったと思いますが、人間だと700ぐらいの英文を覚えれば、まあ大体の英文は全て分かっちゃうということですが、コンピューターの「東ロボくん」というんですけどね。これは150億文を入れて、それで実験したところ、センター試験の正しい英文を書くという段になると、全く歯が立たなかったと。

それから、国語の長文、英語の長文についても全く駄目。それからイラストを見て、これは何をしようとしているところかというような英語の試験がよくあるわけですね。子どもがいてショートケーキがそこにあって、子どもがいちごを持っていると。そうすると、皆さん、ショートケーキをつくっていちごを乗つけるのかな。あるいはそのショートケーキの上のいちごを取って食べるのかな。ところが、これが全く「東ロボくん」と言うんですけど、全く理解できない。そういう常識の壁とかがあるわけですね。それで、もう10年かけてよく分かったわけです。そのAIにできることと、その限界がですね。

それで、私が今いろいろ考えて、教育について今度は坂城町ではみんなが端末を持てるようになります。それで、その端末を使ってどういうふうに勉強していくかということを考えると、今までの多くの勉強がAI的な思考を行いながらの教育が結構多かったという反省に立って、これからの子ども達はどうなるか。AIのその機械をただガチャガチャ使えるようになるというだけじゃ、とてもそれはAIリテラシーがついたとは言えないわけですね。だからAI的な思考がするだけの子どもをどんどんつくっていったら、それは全部AIに代替されちゃうだろう。その人たちの職はなくなっちゃうだろう。

それで、いろいろ私は考えたんですけども、そのときに、先生のやり方、授業のやり方、いろいろあるんですが、町でできることとしては、どういう教材を子どもに与えれば、AIにはできない思考ができる、あるいは非常に強い読解力が得られるか。そういう点から授業の構成、それから教材の選び方、そういうものを今回一生懸命考えて、授業の進め方とすれば、それはある程度先生たちに任されるものだと思いますが、教材の導入については、どういう教材を使っていくのか、その支援ソフト。私は町の中で、教育委員会、それから小学校、中学校の先生などを含めて独自のものがつくればいいと思うんですけども、それがその辺に売っているというのも変な言い方ですけど、市販のいろいろなのをもう出回っているわけですね。それを使うようにするのか、あるいはもうちょっと独自に頑張ってみようという気持ちがあるのか、その辺をお聞きしたい。そのためにも、口として、ICTの支援員は、前回も言いましたように増員してはどうかと。それを最後に質問したいと思います。

**教育長（清水君）** 3のICT教育について、順次お答えいたします。

まず、イ、学習支援ソフト等の導入についてであります。GIGAスクール構想推進事業につきましても、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、児童生徒1人1台端末については、先行して導入した坂城中学校への貸与式が、オンラインによる生中継で全校生徒が見守る中、2月15日に役場で行われました。

各小学校についても順次導入され、現在、最終の設定作業や動作確認等が行われており、今月中旬には完了となる見込みでございます。

導入した端末につきましては、文部科学省で紹介されたGIGAスクール構想に係る1人1台端末整備事業において、1台当たりの補助の上限の範囲内で構成された各社、メーカー等で提供される基本パッケージの中から選定いたしました。

選定にあたりましては、坂城町学校職員のICT活用委員会において、複数のパッケージのデモを開催する中で、端末メーカーと通信事業者共同で開発した独自の基本パッケージ（GIGAスクールパック）を選定いたしました。

この基本パッケージには、まなびポケットというクラウド用デジタル教材などが標準で搭載されており、補助対象の範囲内で一定期間の利用が可能であることが、選定の大きな理由の一つでございます。

クラウド用デジタル教材の内容といたしましては、個別学習、映像授業、デジタルドリル、プレゼンテーション作成ツール、プログラミング教材、授業記録や共有ソフトなど、様々な学習支援、授業支援、協働学習支援等に対応したソフトや機能が充実した構成となっております。

来年度につきましては、まずは新しい端末に慣れるところから始め、これらの豊富な機能やデジタル教材について、徐々に活用頻度を高めていく考えであります。1年間使用する中で、教員の意見や要望等を聞きながら、翌年度以降、必要な教材等の整備に努めていきたいと考えております。

続きまして、ロ、ICT支援員の増員は考えているかについてお答えいたします。

GIGAスクール構想推進事業による学習環境は、児童生徒の資質・能力を育成するための授業の改善のために整備されるものであり、ICT機器の活用は、教育の目的を達成するために用いられるものでなくてはならないと考えております。

そのため、来年度からは、小中学校の教育研究の重点をICT教育に置き、坂城町と連携協定を締結する信州大学の先生に、坂城町教育情報化アドバイザーとしてご指導をいただき、ICTを活用した子ども達同士が学び合う授業、学びを止めないためのオンライン授業、確かな情報活用能力の育成等について研究を進めていく予定であります。

信州大学との連携に関連いたしまして、大学院生の皆さんにも、ご自身の研究の一環として、各学校への巡回の折にご協力いただき、様々な面からICT教育を進めるためのご支援をいただく計画となっております。

また、中学校においては、県に申請しておりました学びの改革実践校研究加配が認められる方向となり、来年度からは、中学校をはじめ、3小学校も対象としたICT支援員として、日常的な機器の操作に始まり、授業での活用方法など、きめ細やかな対応をしていくことが可能となる予定でございます。

加えて、来年度からのGIGAスクール構想推進事業の各種情報機器の保守業務と併せまして、各校週1回のICT支援員現地巡回サポートや電話対応サポート、また、授業準備支援・活用事

例紹介などのICT支援業務について、専門業者に委託する予定であり、来年度当初予算に費用を計上させていただいたところでございます。

町及び町教育委員会、学校職員会では、GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台端末を学習に効果的に活用するため、従来の教育実践にICT教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進し、学習活動の一層の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ってまいりたいと考えております。

**7番（栗田君）** 今の説明で、一応基本的なソフトとしては入っている、そういうタイプの端末をみんなに渡すということで、それはそれでいいし、あるいはこれから新たなソフトについては、私の要望ですけれども、できる限り町独自のソフトというか、授業、これを1年間やれば、全学年のが取れちゃいますから、次の年からそれを結構使うことができると。みんなで見えてできるということだと思いますけれどもね。

時間ですので、あと2分ですから。今回のコロナ禍で、ワクチンを受けるかどうか、それについて悩まれている方に少しでも情報が提供できればと思って、最初はワクチン接種について、それが正しいかどうかというよりも、これは私の意見は一切入っておりません。今までの数字、そういうものはもう客観的に、あるいは科学的に決まっているものですから、そういうものを科学的な知見を基に自分なりの判断をなさればよろしいと思います。

ごみ問題については、当然10年、20年すれば、一番いい形というのが決まってくると思いますよね。それなんで、もう少し私のほうも気長に粘り強くやっていきたいと思います。

では、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

**議長（西沢さん）** ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

4番 柰津明子さんの質問を許します。

**4番（柰津さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、DX化、ゼロカーボン社会の実現に向けて。

（イ）今後の計画について。

2020年は新型コロナウイルス一色でした。史上初の緊急事態宣言により、経済活動の停止に始まり学校の一斉休校、東京五輪や善光寺御開帳の延期、春夏の甲子園大会、各地の夏祭りや花火大会の中止など、多くの人が集まるイベントがコロナに振り回されました。中止、延期とされたイベントはたくさんありすぎて数え切れません。その結果、当然のことながら経済活動は停滞し、経済成長率を大きく押し下げ財政収支は悪化しました。世界の経済は、未知のウイルスに対してきわめて弱かったという結果になりました。これからは、新型コロナウイルスによって痛

めつけられた経済や生活をいかに立て直すのが最も重要な課題だと思います。

そこで、お伺いします。町と工業の技術支援の中核施設であるテクノセンター、地域の経済支援団体である商工会との協力体制の現状はどうなっているのでしょうか。

次に、町が目指すDX化と2050ゼロカーボン社会の実現に向けてお聞きします。

その理由は、大きく2つあります。

1つ目に国が目指すものとして、1、デジタル社会の実現、規制改革の中でDXを加速させ、ウイズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくる。2、グリーン社会の実現の中で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会カーボンニュートラルの実現を目指すとなったこと。

2つ目に、長野県が目指すものとして、1、Society 5.0時代の新たな信州への道しるべとして、長野県DX戦略を策定、2、気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意に県内77全市町村が賛同し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを宣言したとのこと。

そこで、国、県、町が目指す「DX化」と「2050ゼロカーボン社会」の実現に向け、町内産業のDX推進や脱炭素の研究開発や脱炭素を図る企業への融資など、町はどのような計画を進めているのでしょうか、お伺いします。

**町長（山村君）** ただいま、称津議員さんからDX化、ゼロカーボン社会の実現に向けてということでご質問をいただきました。

まず初めに、テクノセンターですとか、商工会等の協力体制であります。令和2年初めから猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症は、町内事業所においても未曾有の経済危機をもたらしております。

これまでに体験、経験したことがない事態に、感染を予防するための手洗いや消毒、マスクの着用の徹底とともに、テレワークやオンライン会議の活用などといった新しい対応に迫られてまいりました。

さらに新型コロナウイルスの急激な感染拡大の影響により、受注の減少や部品・材料の調達的大幅な遅れなど、生産調整や雇用調整をしなければならない大変厳しい状況が続いたところであります。

業界により差はございますが、製造業につきましては、9月ごろから全体的に生産量・売上げが戻り始めているところであります。一方、新型コロナウイルスの影響と企業活動の停滞は消費行動にも影響を及ぼし、飲食店や観光、宿泊施設では、来客者が遠のき、未だ厳しい状況が続いております。

このような危機的な状況による様々な課題への対応や事業所支援などを連携して行うため、町と町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合による4団体で毎月会議を開き、

情報交換と情報共有を行い対応しているところでもあります。

町商工会におきましては、創業・起業相談や経営相談、国や県、町などの補助金や融資の申請に係る支援などを行っており、工業のみならず商業やサービス業、建設業等の相談にも応じ、対応しているところでもあります。

さかきテクノセンターでは、センター長や産学コーディネーターが中心となって、町内事業所の技術相談や企業訪問を行い、高度先端技術の研究や開発、またコロナ禍においての新分野の開拓など、町内事業所の支援を行っているところでもあります。

また、テクノセンター内には最新の計測機器や試験機器などを整備するとともに、測定員等を配置し、事業所の製品開発等の支援も行っております。

テクノハート坂城協同組合におきましては、町内事業所の人材確保を推進するため、大学生の企業見学会やインターンシップの開催、坂城中学校及び坂城高校の職場体験学習など、事業所の人材確保と学生の就職支援を中心とした事業を行っております。

いずれの団体におきましても、町内事業所の事業継続と地域産業の発展のため様々な支援策を講じており、またそれぞれ連携して取り組みを行っているところでもあります。今後もこれらの団体と連携し、事業所ニーズに合った支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、DX化、2050ゼロカーボン社会の実現に向けた町内産業への支援策等についてお答えします。

まず、DX化（デジタル・トランスフォーメーション）についてであります。国におきましては、デジタル社会の実現のため、2018年12月にデジタル・トランスフォーメーションを推進するためのガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、DXの実現やその基盤となるITシステムの構築を行っていく上で、経営者が抑えるべき事項を明確にすること、DXの取り組みをチェックする上で活用できるものとするを目的としております。

このDXが進むことで、企業のデジタル化、効率化が図られるとともに、今後の暮らしの利便性が向上し、生活の質の向上にもつながっていくものと考えられるところでもあります。

また、先ほどもお話ありましたが、県におきましても、昨年7月に「長野県DX戦略」をまとめ、Society 5.0時代における地域づくりのためには、デジタル技術とデータを活用して、新たな価値を創出するDXの推進が必要であるとしているところでもあります。

当町におきましては、来年度を初年度とする第6次長期総合計画における共通テーマとして、SDGsとデジタル変革への取り組みを掲げ、全ての分野において2つのテーマを前提とした施策展開を図ってまいりたいと考えております。

また、デジタル化の推進につきましては、これまでも同報系、移動系、双方の防災行政無線の整備や水道メーターを活用した見守りシステム、子育てアプリの導入など、特徴ある取り組みを

進めてまいりました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、学校や中核避難所へのWi-Fiの整備やGIGAスクール構想に基づく機器の整備をはじめ、オンラインを活用したイベントの開催など、デジタル技術を活用した新しい生活様式への対応を図ってきたところであります。

また、町職員のDX化に対する理解を深めるとともに、ともに町の行政におけるデジタル化を進めるため、全職員を対象とした研修会も実施したところであります。さらにこの研修を受け、町のDXを進めるため、「チャレンジSAKAKIDX」として、現在全職員からアイデアを募集しているところであります。

今後、各分野におけるデジタル化の推進に向けて、職員もアイデアを出しながら取り組んでまいりたいと考えております。

一方、ゼロカーボン社会の実現に向けましては、CO<sub>2</sub>の排出を削減し、地球温暖化を抑制するため、昨年10月に国は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したところであります。その中で、2050年までに温室ガスの国全体での排出を実質ゼロにするよう積極的に温暖化対策を行い、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげていくこととしているところであります。

県におきましても、令和元年の気候非常事態宣言や長野県脱炭素社会づくり条例の制定により、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを進めていくこととしております。

また、町におきましては、これまでもスマートタウン構想事業の一環として、役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置や太陽光発電、蓄電設備の導入などを進めるとともに、一昨年の台風災害を教訓に、今年度は村上小学校への蓄電池設備、来年度は坂城小学校への太陽光発電パネル並びに蓄電池設備の整備など、計画的に進めているところであります。

ご質問のありましたDX化、ゼロカーボン社会に向けた取り組みは、双方とも行政だけでなし得るものではなく、住民の皆様や企業の皆様の取り組みが大変重要な点であると考えております。

まずはそれぞれの取り組みについて広く周知するため、講演会やセミナーなどにより、知識を深める機会を設け、町内事業所の今後の活動に取り入れていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、町商工会及びさかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合とも連携し、町内事業者からのニーズも伺うとともに、国、県等の支援策の動向を注視しながら、町内産業におけるDX化、ゼロカーボン化の推進に向けた支援策等について研究してまいりたいと考えております。

#### 4番（柗津さん） 町長よりご答弁いただきました。

テクノセンターは、坂城町がさらなる発展をするために創造的人材の育成、高度先端技術の研究開発及び新分野開拓などを積極的に展開する必要があり、そこで技術開発の支援、人材育成、企業間交流、情報提供などを行うために設立された施設です。そのため、坂城町の工業の全ては

テクノセンターから始まっていると言ってもよいほど、坂城町にとって重要です。

私はテクノセンターについて商工農林課の工業部門の出先機関のような扱いにし、職員を早いうちに派遣し、DX化や2050ゼロカーボン、そして坂城町のこれからの工業について、多くの方々とともに学び、その学びが役立つ組織づくりが必要だと感じていますので、ぜひご検討ください。

商工会は地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う地域の経済団体です。今まで以上に積極的に活動できる支援、環境づくりが必要不可欠だと思いますので、ご支援とご協力をお願いしたいと思います。

現在、主要外部団体には役場職員のOBの方々がそれぞれの施設の重要ポストについていらっしゃいます。今だからこそ、そのOBの方々の力をお借りし、坂城町を支える外部団体としてどれだけ連携が強固にできるかが、今後の坂城町の強靱な土台ができるといっても過言ではないと思います。ぜひ縦割りを見直し、アメーバ式または横の連携強化を図っていただきたいと思います。

次に、2、稼げるまちづくりについて。

(イ) 駅周辺整備について。

稼げるまちづくりとして、地方創生、地域活性化をするためにどうすることが一番よいのか模索していました。

このコロナ禍で一般化してきたオンラインセミナーや会議、研修、在宅ワークが増え、有料、無料を問わず数多くのセミナーにも出席することができました。本来ならば視察に行かなければ聞くことができない話など、本当に勉強になりました。その中で一番参考になった町が、宮崎県児湯郡新富町です。財政難を背景に、2017年4月に新富町が旧観光協会を法人化して設立し、町の特産品で稼いで地域の教育に再投資する地域商社「こゆ財団」を立ち上げました。国の地方創生優良事例に選出された地域商社でもあります。ビジョンは、世界一チャレンジしやすい町、ミッションは強い地域経済をつくるです。私は新富町のような特産品の販売で得た利益を起業家育成に投資し、持続可能な強い地域経済をつくりだすことが今後重要だと思います。

そこでお伺いします。まちづくり坂城株式会社、ステキさかき観光協会、坂城駅前観光案内所の協力体制の現状はどのようになっているのでしょうか。

次に、坂城町の観光は駅前観光案内所を拠点とし、戦国時代武田信玄に二度勝利したことで知られる村上義清の居城であった葛尾城跡、武田信玄が社領を寄進して再興した坂城神社、村上義清に代表される村上氏代々の菩提寺である満泉寺、村上義清と北国街道坂木宿に関する資料展示のある坂木宿ふるさと歴史館、日本が世界に誇る日本刀の世界を見ることができ鉄の展示館、全国で唯一環状土器祭祀が発掘された青木下遺跡からの出土品が展示されている文化財センター、昭和、平成を駆け抜けた169系電車など、多数が存在しています。



このようなすばらしい施設を知っていただくために、例えばそれぞれ点在する施設とバラ公園や湯さん館などを線で結び、東御市で運行されている環境にやさしいグリーンスローモビリティという電気自動車などで周遊するような観光の取り組みが必要かと思います。昨年には鉄の展示館西側の用地を取得しましたし、いよいよ本格的な駅周辺活性化へ向けた議論を進めていかなければなりません。

そこで、今後駅周辺活性化に向けた町の考えはどのようなものでしょうか、お伺いします。

**商工農林課長（竹内君）** 2、稼げるまちづくりについてお答えいたします。

坂城駅周辺の中心市街地は町を代表する観光施設、観光資源が多く点在しており、来町した観光客がゆっくりと周遊をして町内を楽しんでいただいております。また、多くの方にお越しただいている町民まつりや坂城駅前葡萄酒祭、ふーど市といったイベントの多くは駅周辺で開催され、公共交通機関を利用しても参加しやすい場所となっております。

さて、まちづくり坂城、ステキさかき観光協会、坂城駅前観光案内所の協力体制につきましては、まちづくり坂城及び坂城駅前観光案内所業務を町から委託されている信州観光バスが、ステキさかき観光協会の会員となっており、観光協会によるPR活動やイベントの開催、情報共有、発信など連携して取り組んでおります。

それぞれの事業といたしましても、まちづくり坂城では町内外から多くの方が来館される鉄の展示館の受付、管理業務を行う傍ら、鐵のほそ道において、観光客などに町の特産品やねずこんグッズの販売、またねずこんグッズの新商品の開発などを積極的に行い、地域の活性化に貢献しております。

ステキさかき観光協会では、県内外の様々なイベントに参加して、町のPRやイベントの宣伝、特産品の紹介、ホームページからの情報発信などを行い、坂城に興味を持ち、お越しただけるよう努めております。坂城駅前観光案内所は坂城駅前の広場沿いにあり、地の利を生かした観光案内及びレンタサイクルの貸出しなど、町内観光地のPRや説明のほか、町に訪れた方に飲食店等の情報提供も行っております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により観光客が激減し、また、ばら祭りや町民まつりなど、毎年多くの方にお越しただいているイベントが中止となり残念でございました。今後、新型コロナウイルス感染症が終息した後は、今まで以上に多くの方にお越しただき坂城を知り、楽しんでいただけるよう準備を整え、観光客の皆さんをお出迎えしたいと考えております。

次に、今後の駅周辺の活性化に向けての町の考えについてお答えいたします。

坂城駅周辺の中心市街地は、歴史、文化、商業、交流の場として多くの施設や観光資源などがあり、それらを工夫して活用することで多くの方を町へ呼び込み、にぎわいの創出や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

来年度、坂城高校の新たな取り組みとして、筑波大学との高大連携事業が計画されております。

この事業はデータ分析に基づいた社会問題の解決などの手法を学ぶ筑波大学の学生が当町を訪れ、坂城高校の生徒と共同してグループワークやフィールドワークを通して、まちづくりに係るテーマを設定し、ワークショップを行うという取り組みでございますが、駅周辺の活性化などについて、若者目線によるアイデアをいただければと期待しているところでございます。

また、駅前には、全国から鉄道ファンが集まる169系電車が静態保存され、文化財センターには全国的にも珍しい青木下遺跡の出土品などが常時展示され、商業インキュベータ施設であるけやき横丁では、休日には町外からも買い物客が訪れております。

また人間国宝、故宮入行平刀匠を顕彰し、日本刀文化の魅力を発信する鉄の展示館では大勢の方に来館をいただけるよう様々な展示会を開催しております。令和2年度は新型コロナの影響で、来館者数は前年度より減少いたしました。例年は県内外から刀の愛好家や刀剣女子といった方々にもお越しいただいております。

また、ばら祭りの期間中には、鉄の展示館の割引券を配布したり、スタンプラリーを実施して、町内のほかの施設や店舗などに足を運んでいただけるよう取り組んでおりますが、引き続き、町なかを回遊いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

昨年におきましては、新たな商業、観光拠点となる鉄の展示館西側の土地を取得いたしました。今後、この土地の利活用方法を地域の皆さんのご意見も伺いながら検討してまいりますが、坂城駅周辺の観光、商業、地域コミュニティ施設の中心に位置していることから、各施設等を有機的に結ぶ、回遊性も高く、観光と商機能の充実や駐車スペースの確保、また町なかにおける公園、緑地といった憩いの広場など、多様な活用が考えられる場所でございます。大勢の人が行き交い、集まる魅力ある中心市街地として、環境を整え、にぎわいによる波及効果で地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

**4番（柗津さん）** 私はまちづくりというものは、行政が行うものではないと思いますし、官主導ではなく民間主導にしていく必要があるかと強く思います。地域創生に必要なものは「おカネそのもの」ではなく、「おカネを継続的に生み出す」仕組みです。地域で資金を回し続けるエンジンをつくり出すことには、町としてどのような下支えができるのか、民間主導になるために町はどのようなサポートができるのかを追求してほしいです。

少し前に自民党の石破氏が、「地方創生とは地域の人たちとの連携が全て、一番だめなことはやりっぱなしな行政、頼りっぱなしの民間、無関心な住民のセットだ」とおっしゃっていました。ぜひ、それぞれが自分事として取り組み、町を挙げて起業家を育成し、移住者を増加させ新しい産業を創出していきましょう。

次に、3、新規創業を促すために。

(イ) 新規創業に対する支援について。

先日、友人が坂城町で創業したいという話があり、坂城町にはどんな創業支援や新規創業に対

する融資制度があるのかを調べました。コロナ関連や坂城町U I J ターン就業創業移住支援などは見つかりましたが、新規創業者への補助金、支援金、融資制度は見つかりませんでした。見つけにくさや分かりにくさや疑問に思ったことがありましたのでお伺いします。

現在、町としての創業支援や新規創業に対する融資制度は、現在どのようなものがありますか。そして、過去5年間の利用実績はどのようになっていますか。

次に、(ロ)さらなる支援について。

今後、さらなる支援の一つとして、産業競争力強化法があります。我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一時的に進めるための法律です。

産業競争力強化法において、市区町村が民間の地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会などと連携し、ワンストップの相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する創業支援等事業計画について、国が各市町村を認定することとしています。

令和2年12月現在、中小企業庁の創業支援策の認定を受けている全国の自治体1,741市町村中1,460市町村、約84%が認定を受けています。そこで、より創業しやすい体制をつくるために産業競争力強化法に基づく国の創業支援等事業計画の認定を受け、より一層の支援を図ったらどうでしょうか、お伺いします。

**商工農林課長（竹内君）** 3、新規創業を促すためにについてお答えをいたします。

最初に、(イ)の新規創業に対する支援についてであります。町内で新たに事業を始めようとする方が、より創業をしやすく、また継続した事業が行えるよう様々な支援策を講じてまいりました。

まず、活動拠点に係る支援であります。工業系の創業支援施設であるB. I プラザさかきは、平成14年から新規に創業される方や新分野へ進出しようとする企業及び個人に、事務所などの貸付や技術、研究開発、企業経営などのサポートを行うため設置しております。

B. I プラザの利用状況といたしましては、11の貸部屋のうち、現在7部屋に企業や団体が入居しております。また、商業系の創業支援施設であるけやき横丁は、平成16年から新しく商業での創業をされる方を支援するため整備されたものでございます。利用状況といたしましては、5部屋のうち、現在3部屋に事業者が入居されているところでございます。

資金面での支援としましては、創業者が資金調達をするための支援として、平成29年度にクラウドファンディング活用支援補助金を創設いたしました。これは町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るためクラウドファンディングを活用して事業を行う創業者及び中小企業者を支援するものであります。

補助対象経費は、クラウドファンディング仲介事業者に支払う手数料としており、過去5年間

の実績は平成29年度の1件でございます。

次に、商業店舗リフォーム補助金は、商業の活力とにぎわいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗におけるリフォーム工事費用の一部を補助するものであります。空き家や空き店舗などを利用して、町内で新たに商業店舗を出店する法人、または個人事業主を対象としております。

補助対象経費は、リフォームに係る費用とし、補助率は3分の2以内で上限を50万円としており、過去5年間の実績は平成28年度から平成30年度の3年間で、各1件の計3件でございます。

次に、さかきブランド事業補助金であります。当町を広く内外にPRできる地域資源を活用した商品の開発や商品化するための設備投資を行う場合、上限20万円で補助対象経費の2分の1を補助しております。創業5年以内の事業者の利用も多くございまして、創業支援としての利用実績は、平成28年度は4件、29年度は2件、平成30年度は5件、令和元年度は3件、令和2年度も3件の実績でございます。

続きまして、新規創業に対する融資制度といたしましては、町の制度資金に25歳以上の方で同一事業所に5年以上勤務し、同一の業種で創業しようとした場合に利用できる独立開業資金が整備されております。過去5年間での利用はございませんでした。

また、県の創業支援向けの制度資金では、過去5年間で19件の町内新規事業所の利用がございました。この制度資金に係る保証料の5分の2を町が補給し、創業者に係る負担軽減を行っております。今後も既存の創業支援策を継続してまいりたいと考えておりますが、創業しやすい環境、また資金調達における支援など、事業所支援を行う機関とも協議し検討してまいりたいと考えております。

続いて、(ロ)さらなる支援についてお答えをいたします。

平成25年に策定された産業競争力強化法は、日本再興戦略を確実に実行し、日本経済の再生と産業の中長期にわたる低迷の状態から脱却させるとともに、産業競争力を強化することを目的に制定されております。この法の中で、地域における創業を促進する市町村が創業支援等事業計画を策定し取り組みを行う場合、国がサポートする制度が設けられました。

この創業支援計画にはワンストップ窓口の設置や創業のためのセミナーや勉強会の実施、経営、金融支援及び相談、また産学官連携などを盛り込んだ計画にすることとしております。

創業支援計画の策定につきましては、現行の町の補助、支援金制度や融資制度の活用、町商工会やさかきテクノセンターなど、支援機関と連携した経営相談や技術支援など、幅広く創業に係る支援を実施していることから必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

**4番(柗津さん)** 担当課長よりご答弁いただきました。

戦前に誘致した東京からの疎開工場がその後の坂城町の工業の礎となり、平成に入り数多くの

厳しい状況を打開し、現在では世界市場における活躍する企業が増えてきました。坂城町の技術者にはそれぞれの時代において、顧客のニーズに合わせた柔軟な製品開発と新たなものづくりを実現させていこうという強い志があるのだと思います。今後、より一層の飛躍する町にするためには、創業支援は非常に重要なことだと思います。坂城町、テクノセンター、商工会、テクノハート坂城との連携をより一層密にし、創業しやすい環境をつくっていただきたいと思います。私は坂城町を長野県一創業しやすい町にしたいと願っています。

まとめとしまして、今の世の中はいろいろな情報が瞬時に手に入り、大変便利になりました。世界のニュースも一瞬。これがほしいと思えば検索しぱちっとすれば次の日にはほしい物が届く。テクノロジーのおかげでどんどん便利になりました。そして、どんどん幸せになってきた部分もあります。

しかし、改めて世界は幸せかと聞いてみると、全然幸せになっていない。差別とかジェンダーギャップとかなくなりましたかといえなくなかない。貧困はなくなりましたかといえなくなっていない。みんな笑顔かといったら笑顔でもない。だからまだまだ世界は幸せにならないといけな。本気でそこにしっかりと向き合わなければいけないと思います。出口の見えないトンネルの中にいるような不安な毎日ですが、これからはできない理由を探し正当化しようとせず、どうやったらできるのかを論じ行動するのみだと思います。

最後に、ウイズコロナがずっと続き町民の方との接点が限られる中、町民の要望や声を聞くのは各地区の区長さん、区議員さん、民生委員の方々に十分なのではないか、ならばなぜ議員が必要なのかなど、この1年間議員とは何かをずっと自問してきました。まだまだ模索中ですが、常になぜを追求し、新しい日常における首長、議員と職員、住民の関係をしっかり考え、課題を因数分解しながら愚直に町民の方と向き合っていきたいと思っています。

以上で、私の一般質問は終わります。

**議長（西沢さん）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時06分～再開 午後 2時16分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

**8番（玉川君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、1、少人数学級の実現に向けて。

（イ）コロナ禍における学校の状況は。

1、1年間の学習、行事及び児童・生徒、教員の状況についてです。

2019年の12月、中国で原因不明の肺炎患者が確認され、2020年1月に神奈川県で国内初の感染者を発表。水際対策として外国人の入国拒否やダイヤモンド・プリンセス号の集団感

染が起こる中、2月13日には初の死者を確認しました。2月27日安倍前首相が全国の学校に3月2日から春休みまでの突然の臨時休業を要請し、学校現場を混乱させました。さらに状況は悪化し、県による4月9日から2週間の感染対策強化期間の取組強化の呼びかけを受け、4月10日から町内小中学校の一斉臨時休業、その後緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、学校が再開されたのは5月25日となりました。

同僚議員も定例会ごとにそのときどきの状況について同様の質問をしています。児童生徒の学習と生活の不安軽減のために、町として様々な取組みをされてきましたが、この1年間の学校の状況について、学習行事の面、児童生徒、そして教員の状況について伺います。

(ロ)として、新年度に向けての取組みは。

1、様々な取組みをしてきたこの1年の経験を踏まえて、新年度に向けての取組みは。コロナ感染症の波が第3波までになり、首都圏の緊急事態宣言が年明けから今月まで続いている状況であります。学習については、コロナ対策を経験し、家庭学習やオンライン学習など、新たな学習方法が普通になっていくものと考えられています。当町でもGIGAスクール構想推進事業により、生徒児童1人に1台端末の配置がされました。しかし、新たな学習方法や生活指導の面において、子ども達への課題の内容やその量などに先生は苦慮したり、各家庭の環境や個人の取組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズムの面でも個人差が多く見られたなどの課題があったと以前の定例会でも答弁をされています。新年度に向けてどのような改善点や取組みがあるのでしょうか。

(ハ)として、少人数学級についての町の考えは。

1、現状のクラス児童生徒数と来年、再来年度の入学予定者数、これは何人でしょうか。

2として、国が35人学級の方針を出しました。さらなる少人数学級を進めることについての町の考えはどうでしょう。

現在、国は1クラス40人を児童生徒数の上限としていますが、長野県では独自に1クラス35人として教員数を計算し配置しています。少人数学級が望まれる理由は、新型コロナウイルス感染防止対策として密を避けることができること。先生の仕事量が相対的に減ることで、肉体的、精神的に余裕が得られるようになって、学習の質や効率も向上すること。学習以外の部分でも生徒、児童の態度、様子に注意が行き届いて、変化にいち早く対応することができるようになることなどが挙げられると考えます。国が35人とすることをきっかけとして、さらなる少人数クラスも考えてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょう。

以上、1、少人数学級実現について、1回目の質問とします。

**教育長（清水君）** 1、少人数学級実現に向けて、順次お答えいたします。

まず、(イ) コロナ禍における学校の状況はについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校における臨時休業は、昨年3月2日から

春休みを挟んで延長を繰り返し、5月25日からの準備登校などを経て、ようやく6月1日の通常授業再開となりました。約3か月という非常に長期間の休業を余儀なくされ、コロナ禍における生活になってから早いもので1年が経過いたしました。この間これまで経験したことがない非常事態が続き、学校生活も大きく様変わりしたところでございます。

まず、臨時休業中の対応といたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援として、教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページなどのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては、無料版の個別学習支援システムの周知、提供などの対策を行ってまいりました。

新年度が始まってすぐに休業に入ってしまったこともあり、まだ新学期の授業を行っていない状況の中、教員は子ども達への課題作成の際に内容やその量などに大変苦慮いたしました。

また、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズム面に個人差が多く見られたことから、生活のリズムを整えるために5月11日から22日までは防災行政無線の戸別受信機を活用し、朝の学校長などの挨拶から始まり、午前9時、10時、11時、そして午後1時の計4回、学校と同様のチャイムの放送を行いました。また、中学校につきましては、5月11日から受験生である3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりました。

学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境や子ども達の心のケアなども懸念されたことから、早い段階から家庭訪問を行うなど、ご家庭の様子をお聞きする中で教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な子どもやご家庭には教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を図ってまいりました。

そのような中、長かった臨時休業が明け5月25日から学校が再開されましたが、3密を避けるため、行列ができる給食コンテナ室や保健室前の廊下へは足形シールを配置し、人数の多い学級は空間の広いパソコン教室、会議室などを新たな教室として学校生活を開始いたしました。

また、文部科学省から示されている学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づいた感染症対策を実施し、給食も今までのグループごと席を向き合わせての会食から、一人一人前向きの無言状態での会食に変えて対応しているところであります。

学校の新しい生活様式に基づく感染症対策により、玄関前での健康観察や教室の消毒など、教員の毎日の仕事量はかなり増えましたが、教員の授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフの配置や地域ボランティアの皆様のおかげにより、負担の軽減も図ることができたところであります。

大きな課題であった学習の遅れにつきましては、授業時数を確保するため、各学校において授業計画の立て直しを図り、夏休みの2週間の短縮や学校行事等の見直しを行ってまいりました。

2学期におきましては、連日最高気温が30度を超える8月でもあり、幸い前年度に普通教室へのエアコン設置が完了していましたので、エアコンを使用し換気を行いながら授業を進めることができました。

また、不足した授業時数を補うための補習等を行う学習指導員の配置といった文部科学省の追加支援を積極的に活用し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるよう様々な対策を行ってまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染状況が刻々と変化する中で、インフルエンザによる学級閉鎖が全くなく、児童生徒や保護者などのご協力や学校現場における取り組みの甲斐もあり教育課程は順調に進み、学習進度についてはほぼ回復が図られたところでございます。

一方で学習進度を気にするあまり、学習の詰め込みになりがちであるところ、児童生徒が楽しみにしていた遠足や社会科見学、研修旅行、運動会などの様々な学校行事につきましては、できる限り中止ではなく学年や学級で分かれて密を避けたりオンラインを活用するなど、工夫をする中で行ってまいったところであります。

未だ終息に向けた取り組みの最中であり、現在も各学校においては文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、児童生徒や保護者の皆様のご理解とご協力、また地域のボランティアや教職員など関係者の方々の尽力により、コロナ禍における学校生活を徹底している状況でございます。

続いて、(ロ) 新年度へ向けての取り組みはについて、お答えいたします。

日本においても、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見えておりません。

子ども達の生命を最優先し、新年度においても学校生活におきましては、今年度の取り組みを踏まえ、引き続き感染症対策を徹底してまいりたいと考えており、マスクの着用及び手洗い、教室の消毒など基本的な衛生管理のほか、3密を避ける場や行動の位置づけ、感染レベルにおける教科指導や部活動指導を行ってまいります。

学習につきましては、昨年度当初に長期間にわたる一斉臨時休業があり、授業がしばらく止まってしまったわけですが、12月に文部科学省から出された最新のマニュアルでは、地域一斉の臨時休業は当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置であり、学校のみを休業とすることは学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべきとされているところであります。

感染者が出た場合は、調査や消毒作業が済むまでの間、感染の範囲に応じて学級や学年ごと、または学校ごとに臨時休業をするといった対応になりますので、昨年のような長期間にわたる一斉の臨時休業は行われないと考えているところであります。

万が一、長期間にわたる臨時休業が必要になった場合におきましては、今年度の経験を踏まえ、GIGAスクール構想により整備した環境を生かす中で、オンラインによる一斉の遠隔授業や動



画配信などにより、個人の学習格差をなくし、一定の学習進度を図るとともに双方向による家庭との連絡、健康観察、教育相談などを行い、つながりや心身の健康を保っていきたいと考えております。

続いて、（ハ）少人数学級について町の考えはについてお答えいたします。

まず現状のクラス児童数、生徒数と来年、再来年度の入学予定者数についてお答えします。

令和3年3月3日時点での南条小学校のクラス児童数は、1学年が2クラスで各21人、2学年が2クラスで各21人、3学年が2クラスで21人と20人、4学年が2クラスで各23人、5学年が2クラスで23人と24人、6学年が2クラスで27人と28人、特別支援学級が3クラスで8人、6人、2人でございます。

坂城小学校のクラス児童数は、1学年が1クラスで23人、2学年が1クラスで30人、3学年が2クラスで18人と19人、4学年が2クラスで18人と20人、5学年が1クラスで22人、6学年が1クラスで35人、特別支援学級が3クラスで、4人、5人、6人でございます。

村上小学校のクラス児童数は、1学年が1クラスで29人、2学年が1クラスで19人、3学年が1クラスで25人、4学年が1クラスで24人、5学年が1クラスで23人、6学年が1クラスで28人、特別支援学級が3クラスで4人、7人、5人でございます。

そして、現時点における来年度の小学校入学予定者は97人で、再来年度は90人の見込みでございます。

続いて、国が35人の方針を出し、さらなる少人数学級を進めることについての町の考えはとのご質問でございますが、公立小中学校の1クラス児童生徒数の上限については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で、標準が定められているところであります。

ご質問にもありましたが、その一部を改正する法律案が今年の2月に閣議決定され、今まで小学校2学年から中学3学年までのクラスの児童生徒数40人であった定数を小学校について令和3年度から5年かけて1クラスあたり35人に引き下げることとなりました。

約40年ぶりの引下げであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止として、3密を避けるために定数の引下げが必要とされたことが改正の追い風にもなったと考えるところであります。

しかし、長野県におきましては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、学習習慣、生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的に、信州少人数教育推進事業として県の予算で学級や学習集団の規模を引き下げる教員配置を平成14年度から段階的に行っており、各学校で該当する学年について活用しているところでございます。

事業内容としましては、クラスの平均児童数が35人を超える学年に学級数の増加に伴う教員を配置する30人規模学級編成のほか、小学校1、2学年には複数教員による支援、TT指導の

ため、平均児童数が30人を超える学級数に応じて教員を配置する学習習慣形成支援や3学年から6学年について習熟度に差が生じやすい教科で、30人以下の学習集団が編成できるよう教員を配置する少人数学習集団編成などがございます。

現在この事業により、各小学校に加配の教員が配置され、3つの小学校全ての学級が35人以下の学級編制になっております。加えて町といたしましても、児童生徒支援員として、各小学校に3人ずつの配置を継続的に行うなどの対応をしているところでもあります。こうした30人規模学級編制によって、よりきめ細かな児童生徒への対応が図られ、個に寄り添った学習指導が図られたなどの具体的な成果も挙げられております。

町としましては、教育関係の諸団体と連携しながら毎年事業の継続を県に要望するとともに、学級定数の引下げを県から国へ要望するようお願いしてまいりました。幸いこの事業は拡大しながら18年継続されております。今後、35人以下の学級が国の施策として拡大していく中で、県においてはさらに体制を充実させていただけるよう、町としましては教育関係の諸団体と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

#### 8番（玉川君） 教育長より丁寧な説明いただきました。

休業の当初は、生徒児童、教職員ともに戸惑って不安も見られましたけれども、1年過ぎて遅れていた学習も夏休み等を短縮させるなどして取り戻した。支援員さんやスクールサポーターさんのご協力で感染予防を通常とする新しい生活も進んでいるというお答えでした。学習以外の行事も工夫をして、できるだけ子ども達楽しく学校生活を過ごせるようにということもされたそうです。

これで再質問なんですけど、授業の様子で先生の仕事量についてなんですけれども、30人超えている学級というのは坂城小学校で35名ということですが、これについて先ほどの説明では大きな教室に子ども達をということで対応されたということですが、また先生については仕事量が当然プリントとか課題作成で増えているということなんですけど、それについて先生の体調が崩れたとか、それが原因でお休みになっちゃったとか、そういったことはありませんでしたでしょうか。

それと一つ、最近見た新聞に気になる記事がありまして、子どもの精神的な変化についてということで、昨年11月から12月に国立成育医療研究センターというところが「コロナ×子どもアンケート」という調査をしまして、子どもの924人、保護者3,705人の回答をまとめた記事でした。子どもに心の状態に尋ねたところ、小学校4年生から6年生の15%、中学生の24%に中等以上のうつ症状が見られた。高校生を含んだ子ども全体の17%が自ら自分を傷つける自傷行為を経験し、24%が自傷行為や死への欲求を感じたという深刻なものでした。

このアンケートの担当者のお話では、直接当事者に合せてこの結果の原因を明らかにすることはコロナの影響でできてはいないようなんですけれども、この1か月で悩んだことはどの問いには

50%が勉強と答えており、休業に伴うカリキュラムの変更等により、授業の進行が速い、宿題が多い、休みが少なく疲れるとの意見があつて、勉強の悩みにコロナの影響があるのではないかと分析をしています。

こういった記事を見て、この当町では特にお子さんの変化が見られないというようなお答えもあったようですが、アンケートについては実施されたのでしょうか。またアンケートでは表れないようなことも考えられると思いますので、子どもが自分の気持ちを自由に表現できるように工夫して、しっかりと受け止めていくような体制についての町のお考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

まず1つ目といたしまして、30人を超える学級等に対する対応と先生の状況についてということでございますが、先ほど教育長からも答弁ありましたが、人数が多い学級については広い会議室など、新たな教室として学校生活を開始したという状況でございます。

また、教員の支援といたしましては、学校の新しい生活様式に基づく感染症対策によりまして教員の毎日の仕事量が増えてきたと、これを補うためにスクールサポートスタッフの配置や文部科学省の追加支援、こちら積極的に活用しまして、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるように学習指導員1名配置するなど、様々な対策を行ってまいりました。このようなことを行う中で、体調を崩されたという教員はいなかったという状況でございます。

2点目といたしまして、心のケアについてでございます。

各校、先ほどこちらも申し上げさせていただきましたが、休業中から心のケアといったところに努めまして、相談登校といったようなことも実施してまいりました。学校再開後におきましても、教育心理カウンセラー中心に相談業務、特に児童生徒、そして保護者の方からの相談業務にも応じてきたところでございます。

また、各学校とも早い段階から個別対応ができるよう各家庭から学校生活アンケート、保護者アンケートを実施する中で状況の把握に努めてまいりました。今後につきましても、さらに細かに状況を把握できますようにアンケート調査等を行ってまいりたいと考えております。

**8番（玉川君）** 続きまして、（ロ）の新年度への取り組み。

1の新年度への取り組みについてということですが、これについてはいろいろな今までの経験を踏まえたということで、業者の支援も受けながら、まずはICT教育に力点を置いて、子ども一人一人に対応する学習を進めていかれると、さらに子ども達の心身の健康も十分に考えていかれるというお答えでした。

続きまして、（ハ）の少人数学級についての町の考えについては、少人数ということでもって、生徒数伺ったんですが、この動き、現在と将来の数を考えても急激に増えたり減ったりするようなことはないというようなことでもってよろしいのかと思いました。

それで、国の施策についてと県の補助についてですが、これについても引き続き30人学級に対しての要望を諸団体と一緒にあって要望していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全く基本的なことで申し訳ないんですけども、加配の職員さんについてのこの方の業務内容については先ほどおっしゃっていただいたんですが、この方を雇用するための費用についてはどこから出ているのかというところを一つ確認させていただきたいと思ひます。お願ひします。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

県費の加配の教員及び町費の支援員等、業務内容と採用方法、給与の負担等についてということでお答えさせていただきたいと思ひます。諸学校における県事業による教員加配事業につきまして、こちらにつきましては、県の教育委員会の任命で費用負担も県となっております。

さらにその県の加配事業に加えて行っております町の支援員の配置、こちらにつきましては町の任命で町の費用負担となっております。

**8番（玉川君）** 最後に、この学級を増やしたり先生や支援員を増員することには財源の問題があるということは十分分かるんですが、教育というのは未来への投資であるということをお忘れずに考へていっていくべきです。

しかもこれからはコロナ対策やICT教育など、加配教員、支援員、スクールサポーターの補助が欠かせなくなってくるでしょうし、特に国が35人の方針を出した今、先生の負担を減らし、また正規職員として安定な身分を保障することで、より一層質の高い教育、これを子ども達に贈ることができるのではないのでしょうか。

また対応とすれば、先ほどの正規の職員増員や科目によりクラスを2つに分けたり、正規職員の増員ができるまでは加配の教員を配置するということなどについてあると思ひますが、最後ですから、この子育て日本一を目指す町長のお考へを一つ伺っていきたくと思ひますが、お願ひします。

**町長（山村君）** こっちへ回ってくるかなと思ひて待つておりました。

今、教育長と課長からご説明申し上げました。坂城町では非常に意欲的に取り組みをしております。コロナ禍の中でも教育委員会だけではなくて、学校の先生方が非常に斬新な取り組みをしていただいて、本当に感銘を受けております。

昨年の学校が閉鎖になったときにも、私、坂城中学校へ見に行ったことがあるんですけども、坂城中学校からオンラインで各家庭に教育を実施しておりました。また各家庭でWi-Fiがないお子さんについても、体育館にWi-Fi環境を備えて体育館で見させていただいたりという授業をやっていただきまして、もの凄く関心しましたのは、いろんな工夫で授業をやっておられるなということと、普段不登校で学校に行きにくい子ども達が学校閉鎖中に学校に来て勉強していたと、これも僕にとっては衝撃的なことでした。ですからいろんなお子さんのニーズに合った教育

ができるかなというふうに思っております。

明日、3月9日なんですけれども、坂城中学校で本来金沢へ研修旅行、いわば修学旅行へ行く予定だったんですけれども、コロナで行けないということで、実は明日バーチャル研修旅行というのを予定しております、Zoomで金沢の市街を見る。それから金沢商業高校の作ったDVDを子ども達が坂中で見ると。もっと凄くびっくりしたのは、給食センターで金沢名産のお食事を作ってみんなで食べるというそういうことも中学校の先生方、子ども達が工夫してやってくれるということもありますので、非常にうれしいと思っております。ですから、いろんな形でコロナでピンチだけれども、チャンスに捉えてコロナ前に戻るといったことはないと思いますので、いろんな取り組みをしていただいたなという感想であります。ありがとうございました。

**8番（玉川君）** すばらしいですね。中学の旅行というのは。

子育てするなら坂城町ということで、町長を先頭に関係者一体となって、少人数学級実現の最前線で頑張っていっていただきたいとお願いしまして、次の質問に移ります。

次は、2として、子育て支援について。

(イ) 短期支援事業についてです。事業の概要について、対象者、費用負担、利用期間について伺います。

坂城町子ども・子育て支援事業計画にある子育て短期支援事業について、保護者の育児の負担軽減や心身のリフレッシュをすることで、子育てを支援するとあります。これは利用者には大変ありがたいことです。子育てに休みはありませんし、緊急の場合などに親族、知り合いに安心して子どもの世話をお願いできるような社会環境でもなくなってきていますので、身近なところに安心してお願いできる受け入れ先があればと思います。先日もようやく受け入れ先を見つけても利用者が実費を負担しなければならなかったと。経済的な負担はつらいというお話も伺っています。この事業の概要について伺います。

**町長（山村君）** ただいま玉川議員さんから2番目としまして、子育て支援についてで(イ) 短期支援事業についてご質問ありました。ご説明申し上げます。

坂城町の子育て支援につきましては、昨年度策定いたしました第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援策を総合的に推進しておりますが、これまで進めてきた取り組みに加えまして、令和3年度新たな子育て家庭に対する支援として、子育て短期支援事業の開始を予定しているところでございます。

この事業は児童福祉法の規定に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施するもので、地域の子ども・子育て家庭等を対象とする法定13事業の一つになります。町ではこれまで子育てに不安を抱える家庭や子どもの成長に関する悩みなどに対応するため、子育て支援センターに家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、相談体制の充実を図ってまいりました。

また、子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターのプレイルームを開放し、保

護者と乳幼児の相互交流の場として活用していただき、保育士も関わる中で子育てに関する保護者の悩みの解消に努めてきたところでございます。

さらに、日々の育児の大変さから、心と体をリフレッシュするためのお母さんのヨガ講座や子どものからだや動きを学ぶ講座など子育て講座を開催し、地域ボランティアの方にも積極的に関わっていただき、多くの保護者にご参加いただいております。

来年度から実施を予定しております子育て短期支援事業につきましては、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童、0歳から18歳につきましては、児童養護施設等において、一時的に養育・保護を行う事業であります。

事業の概要でございますが、本事業は2種類で一つは保護者の疾病や負傷、育児疲れなどが生じている家庭の児童を短期間宿泊を伴いながら入所し保護する短期入所生活援助事業、いわゆるショートステイ事業と、もう一つは保護者の仕事等の事由により、平日の夜間または休日に不在となる場合やその他の緊急の場合において保護する夜間養護等事業、いわゆるトワイライトステイ事業とっておりますが、これがあります。利用対象者は、保護者の疾病や負傷、出産、事故などの状態が生じている家庭の児童としております。

利用期間につきましては、厚生労働省が示しております子育て短期支援事業実施要項に準じ、ショートステイ事業の養育・保護の期間は7日以内とし、町がそれ以上の必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間の延長を可能としております。

またトワイライトステイ事業につきましては、町の事業実施要項により児童1人につき年間30日以内としています。事業実施に際しましては、児童を適切に保護し、養育できる児童養護施設等を町が事前に指定する必要があることから、その選定や契約など、事業開始に向けた準備を進めているところであります。

この事業の利用料につきまして、児童及びその家庭の福祉向上を図るため、世帯の収入状況やひとり親世帯など、家庭状況に応じてその一部あるいは全部を町が補助することとし、令和3年度当初予算に計上したところでございます。

保育園や学校をはじめ、子育て支援センターなど、子どもの家庭の支援に関わる関係機関では保護者の状態や子どもの様子、家庭環境など、様々な相談をお受けしているところであります。その中では長期化するコロナ禍において、保護者自身が精神的不安、育児に対する負担感が増しているといったお話もお聞きしているところでございます。

来年度から実施予定の子育て短期支援事業の開始につきましては、関係機関をはじめ、住民の方にも広く周知を図るとともに、支援を必要とする家庭が一時的、緊急的に利用できる体制を整え、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

**8番（玉川君）** ご回答いただきました。

これ来年度ということで、何月というようなことはまだ分からないですかね。それと、その受

入れ施設についてなんですけれども、この計画の中に書いてあるのでは、町内には事業の実施はないということなんです、町内なのかそれとも近隣の市町村の施設を使ってということなのか、そこも一つ聞きたいと思います。

**子ども支援室長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

この事業の開始、実施時期でございますけれども、4月からを予定して準備を進めているところでございます。

それと受け入れ施設についてのご質問でございますが、町内には宿泊を伴う養護する施設、また夜間にお預かりできる施設もございませんので、近隣の児童を適切に保護することができる児童養護施設等を検討しておりまして、今、進めております。

**8番（玉川君）** できれば町内での施設というものが理想であると思いますので、これの検討と早期の実施を要望しまして、以上で、自分の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（西沢さん）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時01分～再開 午後 3時11分）

**議長（西沢さん）** 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

**5番（中島君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、医療関係者、事業所の皆様、さらに行政をはじめ、自ら予防に様々なお立場からご尽力されている皆様にこの場をお借りして感謝と敬意を表する次第でございます。

この新型コロナ感染症対策から1年、人類の日常生活、対人関係等をはじめとする生活環境を激変させ、今までの当たり前だったことが当たり前でないことを考えさせられ、またそれに向き合う新しい生活様式という環境を生み出しました。そのような中でも日本の生活習慣でもある手を洗う、靴を脱いで家に入るなどの衛生的な環境からも、他国のようにパンデミックなど起こさず推移してきているのではないのでしょうか。

町におきましても、新型コロナ感染症対策本部を中心に同報系防災行政無線を使った周知や注意喚起がなされ、また様々な観点よりの支援策や対応策が考えられ、コロナ禍での町民の皆様の生活面、また町内企業の経営面の安定化への施策が施行されてまいりました。

今年に入りましても、首都圏などに出されている緊急事態宣言のあおりを受け、宣言の出していない長野県内でも経営に苦しむ事業所があることは確かでございます。1日も早い新型コロナ感染症の収束が望まれるところでございます。

そんな中、厚生労働省からの認可がおりたワクチンの接種という現実的な予防法が着々と進んでおり、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての明るいニュースとなっております。

その対応に準ずる医療機関、また行政関係の方に対しましても、様々な課題がある中でも円滑に進むことを願い、引き続きのご尽力をお願いするところでございます。

そこで、1、アフターコロナに向けてということで、町民の皆様これからより前向きに、そして心穏やかな日常生活をできるだけ早く取り戻していただくことを願い質問をさせていただきます。

(イ)の事業所の対応はについてです。

今後、数か月間、ワクチンの接種などで徐々に社会生活も戻りつつあるのかもしれませんが、町内の各事業所でも業績が戻りつつある事業所とまだ少し時間のかかる業種、様々でございます。また、先ほども申し上げましたが、1都3県の緊急事態宣言のあおりを受け、サービス業界と観光業界、またそれを取り巻くサプライチェーンの打撃は計り知れません。町内の事業所の業況も大変気になるところでございますので、お聞きいたします。

また(ロ)として、町内の主要イベントについてでございます。

特に開催時期が近いイベントを申し上げますと、ばら祭り、葡萄酒祭、町民まつりへの対応についてお考えをお聞きいたします。

葡萄酒祭に関しましては、町長の招集挨拶の中で新型コロナウイルスの対応を講じての開催としては難しいとのご判断とお聞きしましたので、令和3年度の坂城三大祭の中で2つのばら祭り、町民まつりへのお考えをお聞きします。

さらには、昨年医療従事者への感謝、また災害復興祈願の願いを込められました千曲川での打ち上げ花火、勇気と感動をいただいたことは今でも鮮明に覚えております。ぜひとも町民の皆様に勇気と希望を与えるための花火大会の開催を今年も強く望むところでございます。

以上、(イ)、(ロ)について、お聞きいたします。

**町長(山村君)** ただいま中島議員さんからアフターコロナについてということで、事業所への対応、それから主要イベントの開催についてということでご質問いただきました。順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、最初に(イ)の事業所への対応についてでございます。

これまでいろいろなことをやっておりましたので、整理をしながらお話し申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の暮らしや経済、教育、福祉、医療など様々な分野で大変大きな影響を及ぼしております。暮らしの中では日常生活に新しい生活様式を取り入れ、感染予防に努めているところであり、また事業所等には政府が緊急事態宣言をしている都、県への往来の自粛、3密を避けた事業所活動等、感染防止への取り組みを徹底していただいているとこ



ろであります。

また県内において、1月に新規感染者が急激に拡大した中でも町内にお住まい、またはお勤めの皆様のご理解とご協力により、当町からの感染者はございませんでした。

さて、町内事業所の業況として、まず飲食業に関しましては新型コロナウイルスの第3波の影響により、年間を通じて売上高が高い年末年始の時期において、忘・新年会の団体予約や利用がほとんどなく、大幅に収益が減少しているとしております。新型コロナウイルスの感染を避けるため、例年利用していた地元の企業や自治区などが忘年会や新年会を控え、また年度末、年度始めの謝恩会や歓送迎会などの利用も期待できず、先行きに不安を感じているとの声もお聞きしているところであります。依然としまして厳しい状況である飲食業への支援は、引き続き必要であると感じているところであります。

また、製造業につきましては、秋ごろから回復傾向である自動車関係、建設機械関係の事業所で受注が増加し、増産等に伴い求人や休日勤務、夜勤も始まるなどその業務の対応に追われる事業所がある一方で、工作機械関係では、徐々に動きが出てきてはおりますが、生産量や売上げが安定しないため、関連して下請け等の小規模事業所はその影響を受け、持ち直しの動きはみられるものの、依然として厳しい状況にあると感じております。

建設、土木、設備等、建設業は引き続き好調であり、新型コロナウイルスの影響で資材等の調達ができず工事が中断する時期などありましたが、現在はそうした問題はないため、繁忙な状況が続いているとのことでございます。業種により業況は様々でございますが、1日も早いコロナ禍からの回復を願うところでございます。

次に、町独自の支援事業の現状と新たな支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業所等が事業を継続し、雇用の維持と安定を図るため、主に小規模の事業所を対象とした支援を中心に補助、支援制度等の新設及び拡充をしまいたところでございます。

町内事業所の資金繰りを支援するため創設した町の制度資金、経営安定特別資金では、2月末時点で176件、6億6,900万円の融資申し込みがありました。

また、新型コロナウイルスの影響を著しく受けた飲食事業者向けの支援として、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を応援する新サービス創出応援補助金や町商工会と連携して行った飲食系応援クラウドファンディング、企業の経営回復と消費喚起を目的としたスタンプラリー消費回復応援事業など、売上げが落ち込み厳しい状況が続く町内飲食系事業者の支援事業として実施いたしました。

1月末までの申請期間として行った小規模事業者等持続化応援支援金は、1か月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、幅広く使える支援金として20万円を給付する制度でありましたが、50件の申請があり、総額1千万円を支給したところであり

ます。

また、国の雇用調整助成金を受けるため、申請業務を社会保険労務士に委託して支払った経費を補助する雇用調整助成金等申請支援補助金では、2月末現在で25件、239万円を交付し、国の助成金と併せて事業所等の雇用維持につながっているものと感じております。

さらに新たな支援策といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の第3波の影響により、年未年始の売上げが大きく減少した飲食店等と飲食関係事業所の事業継続を支援するため、町独自の制度としまして飲食事業者等事業継続緊急支援金を創設いたしました。申請受付期間を2月15日から3月12日までとし、令和2年12月または令和3年1月の年未年始の売上げが前年同月比で30%以上減少している場合に一律20万円を支給するものでございます。

受付開始から2月末までの半月において15件、300万円の申請がありました。また、3月19日と20日には、町商工会の主催により坂城町飲食店応援イベント、ドライブスルー坂城井井、これは井井と書きますが、ドライブスルー坂城井井が開催されますが、町も連携・協力をして取り組んでまいります。この事業は町内飲食店に参加を募り、申込みがあった19店舗が趣向を凝らしたどんぶりを1つ700円で販売するものであります。2日間で1,200食を販売する予定で、町内飲食店のそれぞれ特徴のあるどんぶりをご用意いただきましたので、アフターコロナの各店舗の宣伝や集客につながればと考えております。ぜひ大勢の皆さんにご利用いただき、坂城の味を堪能いただきたいと思います。

令和3年度につきましては、アフターコロナにおける消費喚起策や新たな支援策も検討してまいりたいと考えております。今後はワクチン接種が始まり、感染の状況は改善されていくものと期待するところではありますが、しばらくの間は飲食業等を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが予想されます。引き続き、町商工会などの支援機関や金融機関と情報共有及び連携するとともに、町内事業所等のニーズを把握して必要なときに必要な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(ロ)の主要イベントの開催についてお答えいたします。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染が拡大し、ウイルスの蔓延の恐れがあることから、ばら祭りをはじめ、町民まつり坂城どんどんや坂城駅前葡萄酒祭など、大勢の方にお越しいただき楽しんでいただけるような様々なイベントが全て中止になりました。

令和3年度は、ばら祭りや坂城どんどんの開催に向けて各実行委員会への補助を予算計上させていただいたところであり、感染の状況にもよりますが、国や県が示すイベント等における感染拡大防止ガイドライン等に沿い、感染防止予防対策を講じた上で実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、花火大会の開催についてお答えいたします。

夏の風物詩として打ち上げ花火は欠かせない存在であり、地域の方々に元気と感動、はたまた

明日への希望を与えるものと考えております。昨年は新型コロナウイルスの影響により、例年県内各地で行われていた花火大会が中止となりました。しかし、そのような中でも新型コロナに負けず元気を出していただき、打ち上げ花火を楽しんでいただこうと3密を避けるなど工夫をした中で、花火の打ち上げが行われたところもありました。

当町でも8月12日にまちづくり坂城が主催するイベント、チア・アップ! さかき2020に合わせて、五穀豊穰、疫病コロナ退散の願いを込めた花火の打ち上げを千曲川河川敷で行ったところでございます。

また、11月3日には令和元年東日本台風災害から1年を迎える県内被災地をつなげ災害の復旧、復興に継続的に関わっているボランティアの方などへの感謝の気持ちを表すとともに、新型コロナウイルス感染症の早期終息への願いと医療従事者への感謝を込めて、千曲川沿線の12市町村から一斉に花火を打ち上げました。感動した、元気をもらったなどの声もいただき、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる地域の活性化や経済の回復に向けて、町民を元気づけるきっかけになったものと考えております。

令和3年度の当町における花火大会につきましては、毎年恒例で地域の皆さんや事業所の皆さんが楽しみにしている工業団地祭りでの花火の打ち上げが予定されていますが、近隣市町村と連携した花火大会のお話などもあれば検討してまいりたいと考えております。

#### 5番(中島君) 町長より詳細かつ前向きな答弁をいただきました。

自動車等の製造業は持ち直しつつあるようですが、これから、今、半導体の影響を受け、この先のこと課題になってくるようでございます。

また、機械装置業は緩やかに回復に向かっているとのことですが、本当に先ほど町長が申しあげましたように、町内のその業種に対します下請けの企業が9割減といったところもあり、大変苦慮なさっております。

一方、金融関係の方の話ですと、坂城町の企業はほかの地域に比べますと驚くぐらい回復してきているようではございます。本当にこの工業の町坂城、各企業の経営努力に対しまして頭が下がります。また新型コロナ感染症の支援における行政の積極的な対応にも評価が表れたものだといえると思います。

こうした国、県、市町村の新型コロナ感染症に対する緊急的な事業所への支援策等の取り組みの中、某リサーチ会社の調べで2020年の全国の企業倒産件数は7,773件となっております。そのうち、コロナ関連での倒産件数は792件、全体の10.19%と発表されました。

また、招集挨拶の中にもありましたが、雇用の面でも今回の調査により増員予定ということで、先行きの明るい状態であると考えます。そして、町独自の支援につきましては、町の制度資金が176件で6億6千万円を超える支援が行われ、小規模事業者等持続化応援資金が50件で1千万円、雇用調整助成金等申請に対する支援補助金は25件で239万円と、利用されるという実

績があるということでした。

さらには年末年始の売上げの減少が著しい業種に対し、新たに町独自の支援策として飲食店業界をはじめ、それを取り巻く卸売業、酒類等の販売業への今まであまり支援の行き届かないサプライチェーンへのきめ細やかな支援として、飲食事業者等事業継続緊急支援金が設けられ、それも締切りが3月12日ということですが、現在までで15件、300万円の利用がなされているということですので、ぜひとも本当にこれが切迫している事業所継続への活力になっていただきますように願うところでございます。

既に利用した仕出し業の方からは、大変ありがたい、苦しい経営の中でも頑張っただけで元気を出してこの町で商売を続けていかなければと感謝の言葉を言っておられました。これからもアフターコロナに向けて、町民の生活の安定化にもうひと踏ん張りのご支援をお願い申し上げます。

そして、主要イベントの開催についてですが、ばら祭り、坂城どんどんについては見極めながら判断し、開催できるようにと前向きなご回答をいただきました。現在、イベントの開催に知恵を出した方法で徐々にではございますが、開催されているところもございます。このような事例を参考にしながら、各実行委員会、区会、分館役員をはじめ、町民の皆様のご協力の下、感染症対策を踏まえながら坂城モデルとして開催できれば、坂城町から周辺地域を、そして日本を元気にしていけると考えます。ぜひとも開催決定の暁には、昨年中止になった分まで大いに盛り上げていければと思います。さらには昨年の打ち上げ花火は大変勇気と感動をいただきました。やはり地元で上がる花火は一味違います。今年もアフターコロナ元年、町民の皆様の心の安らぎ、そして経済復興への足掛かりのため、ぜひとも打ち上げていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2、森林整備についてでございます。

昨今、災害が激甚化になる傾向を踏まえて、森林整備にも注目が集まる場所でもございます。

地盤のゆるみや倒木等の除去を整備する大変な事業だと思います。最近では、豪雨や地震による土砂災害があったり、また山火事が頻発し、鎮火までの長時間化が目立つ場所でもございます。

当町も花と緑のまち、四方を個性あふれる山々に囲まれた地形となっております。今議会は予算議会でもございます。事業費が計上されております。森林整備の状況を質問しながら減災、防災活動につながっていければと思うところでございます。

(イ) といたしまして、町有林の整備についてです。町有林の現状と今後の整備計画は。

(ロ) といたしまして、民有林の整備補助について。これまでの補助実績と新年度の予定は。

(ハ) といたしまして、林道の整備についてです。路線数と新年度の整備計画は。

(ニ) といたしまして、資源の活用についてです。これまでの資源化の状況と今後の取り組みについて。

以上、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)についてお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 森林整備のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、(イ)の町有林の整備についてですが、町有林につきましては和平周辺やびんぐし山、小網山など、町の森林の面積約3,600ヘクタールの1割程度に相当する367ヘクタールございます。

町では、この町有林の管理を行うために10名の林業委員を委嘱し、各地域ごとの4班に分かれて下草刈りや忌避剤の塗布、枝打ちなどの作業を行っております。

また町有林では、森林の公益的機能について理解を深め、豊かな森林の保全に対する意識の高揚を図るため、林業委員指導の下、植樹祭や育樹祭を開催しております。

今年度も昨年10月末に鳩ヶ峰周辺の町有林で育樹祭を開催し、新型コロナウイルスの影響で規模を縮小しての開催となりましたが、約50名のご参加をいただいたところでございます。

町有林の整備につきましては、昨年度、和平の鏡台山の町有林におきまして、水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下することを防ぐために長野森林組合に委託して5ヘクタールの切り捨て間伐を実施いたしました。

来年度以降の町有林の整備計画につきましては、町有林の中で適齢期を迎えている森林が多いことから間伐の計画を立てているところでございます。

具体的には来年度鳩ヶ峰町有林において、長野森林組合が事業主体となり町有林約20ヘクタールを含む森林経営計画により、搬出間伐等の事業を実施する計画を立てており、現在、県、長野森林組合とともに実施に向けた協議を進めているところでございます。

また、令和4年度には、令和3年度同様に五里ヶ峰の町有林において、長野森林組合が事業主体となり、町有林を含む周辺の間伐等を行う計画となっております。

なお、森林経営計画とは、森林所有者、または森林の経営の委託を受けた者が森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、一定面積の森林を大きな団地として継続的な森林整備を実行できるようにしていくものであります。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。

また、森林整備に伴う補助金を活用するためには、森林経営計画を作成し、計画した区域の所有者の方々と長期の委託契約を締結して整備をしていく必要がございます。この森林経営計画の主な要件としましては、対象とされる森林の合計面積に対し、2分の1以上の面積の施業計画を作成することや間伐材を搬出することが必要とされております。

そのほかの町有林につきましては、引き続き林業委員を中心に下草刈りや枝打ちなどの森林の保育の作業や林道の草刈り、作業道の整備などに取り組んでまいります。

続きまして、(ロ)の民有林の整備補助についてお答えをいたします。

民有林の整備につきましては、森林所有者等が自ら行う間伐等の整備のほか、長野森林組合などの林業経営者が事業主体となり行う森林の整備、また中部電力などが送電線等の管理のために行う皆伐などがございます。

町では森林造成を推進し、森林のもつ公益的機能の増進を図るため、坂城町森林造成事業補助金により森林所有者等が行う森林造成事業に要する経費の一部を補助しているところであります。直近の3か年の実績としましては、平成30年度には長野森林組合が和平、横引で実施した搬出間伐約20ヘクタールの事業実績に対して、44万7千円の補助。令和元年度は島、平沢で実施した同じく搬出間伐約8ヘクタールの事業実績に対して、8万4千円の補助をし、令和2年度では南条の太郎山と日向山で実施した下草刈り約9ヘクタールの事業実績に対して、16万2千円の補助を予定しております。

来年度以降の民有林の整備につきましては、引き続き森林所有者等が行う森林造成事業に対して支援していくとともに、平成31年4月からスタートしました森林経営計画制度を活用し、適切な管理が行われていない森林につきましては、森林所有者の経営管理の意向を確認しながら整備を行っていく計画となっております。

この制度で対象となる森林は、590ヘクタールを見込んでおりますが、整備につきましては、林班ごとに防災減災等公益的機能が見込まれる環境林と林業経営、資源活用等が見込まれる生産林の2つに分け、立地や森林資源などの観点からそれぞれ森林を点数化して評価し、順位付けをして順次整備を行ってまいります。

続きまして、(ハ)の林道の整備についてお答えをいたします。

町で認定している林道につきましては15路線で、3万1,841メートルございます。林道の維持管理につきましては、草刈りや倒木の処理など、地元の自治区や業者、また林業委員などに委託をして管理しているところであります。

また、県の元気づくり支援金を活用して、地元のご協力をいただく中でコンクリート舗装工事を行っているところでもあります。具体的には今年度、南条生産森林組合による林道大久保線の舗装工事を幅3メートルで延長100メートル実施いたしました。また、上五明区でも林道網掛線の舗装工事を同じく幅3メートルで延長100メートル実施いたしております。

令和3年度につきましては、通常の維持管理を行っていくとともに、南条生産森林組合及び上五明区からこの元気づくり支援金を活用して、コンクリート舗装工事の要望が上げられておりますので、県に対して申請を上げているところであります。

続きまして、(ニ)の資源の活用についてお答えいたします。

町のこれまでの資源化の状況としましては、松くい虫被害による枯損木を活用してチップ化を行ったり、バイオマス発電所に搬出して、発電に必要なエネルギーとして再利用するなど、県の森林税を活用しながら森林資源の再利用に取り組んでおります。

育てる林業から利用する林業へと変わってきていることを踏まえ、林業経営者とも連携し、間伐材の利用について建築材は元より、木質バイオマス発電、さらには木質ペレットへの有効活用など、地域材の有効活用を図りながら林業振興につなげてまいりたいと考えております。ほだ木への活用支援、またチップ材やペレット材の利用促進とともに、ペレットストーブなどの導入支援について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**5番（中島君）** 森林の整備につきまして、町有林、民有林、林道等、本当、下草刈りとか大変だと思います。間伐や倒木の除去を整備していただいているということでございました。また、林道も計画に基づきコンクリート舗装等も順次行われていくということでありました。資源活用についてもバイオマス発電への利用ということで、先ほどより出ている2050ゼロカーボンに向けたこれからの大きな事業と考えるところでもございます。今後も資源の活用として枯損木のチップ化、また、きのこ栽培等の利用促進を図っていくということでありました。

いずれの整備計画、補助活動等、また森林資源の活用によりこれらを守っていただいている10名の林業委員の皆様をはじめとする自治体などのご協力の下、町内の自然、安全が守られておりますが、森林、山林という足場環境の悪い場所での大変な作業だとお聞きしております。そのご尽力は大変感謝いたす次第でございます。これからも森林の環境保全、町民の皆様の安心安全、また郷土の減災のための大変重要な事業だと考えますので、十分な予算での対応をお願いしたいと思います。

しかしながら、今後も放置された森林や木材、人材不足、担い手確保等の諸問題の解決が迫られるところでもございます。そんな中、平成31年に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、個人住民税均等割に上乗せして森林環境税が2024年より課せられます。使い道として放置されたままの杉、ヒノキなど人工間伐材などの森林整備や高齢化が問題となる林業人材育成などに活用され、この森林整備により地球環境温暖化を防ぐ役割に加え、土砂災害の防止効果のため、1人年額1千円が課税されます。

問題点として、都市部ではこの税に対する効果を目で実感することは難しく、長野県におきましては森林づくり県民税との二重課税となる懸念も残されているところでございますが、この自然環境、山林を守るということは放置することではなく、持続的な森林の整備、担い手の確保が重要で、また災害防止を踏まえた上での課税ということで町内でも手入れができないため、根が張れず倒木となったり枯れたりして大変荒れたところもございます。個人所有の山林もございしますが、現状ではどうにもならないのが実態でございます。これらを踏まえ、将来の減災、防災、景観を守るという観点から森林整備のためとご理解とご協力をお願いしたいところでもございます。

まとめとしまして、消費税における総額表示の特例がこの3月31日に終了することに伴い、

4月から総額表示が義務付けられます。パッケージなどへの印字、広告、メニュー、ポスターなど、お店側には消費税を含む総額をお客様に分かりやすく表示しなければならないという義務が生じます。これにより店頭価格は支払い価格が表示されているということなので、これからの買い物などの消費喚起につながっていただければと思います。

さらには、改正高年齢者雇用安定法も施行されます。義務として65歳までの雇用の確保、努力義務として70歳までの就業機会の確保ということです。これにより、少子高齢化が急速に進行し、人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律でございます。これに際しましても、雇用の安定化が図れればと思います。コロナ禍ではございますが、ひとえに皆様が心穏やかに日々を過ごし、引き続き感染予防をしながら、でも日常生活を取り戻せる日が見えるところまでやってきました。もうひと踏ん張り。これで私の一般質問を終わります。

**議長（西沢さん）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時50分）